

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

吹田市議会会議録 2 号

令和 7 年（2025 年）9 月 10 日（水）（第 2 日）

吹田市議会会議録 2 号

令和 7 年 9 月定例会

○ 議 事 日 程

令和 7 年 9 月 10 日 午前 10 時開議

- 1 { 議案第 77 号 吹田市資源循環エネルギーセンター基幹的設備機能回復工事請負契約の締結について
議案第 83 号 令和 7 年度吹田市一般会計補正予算（第 2 号）
 - 2 一般質問
-

○ 付 議 事 件

議事日程のとおり

○ 出席議員 34 名

1 番	益 田 洋 平	2 番	梶 川 文 代
3 番	五 十 川 有 香	4 番	西 岡 友 和
5 番	久 保 直 子	7 番	石 川 勝
8 番	後 藤 恭 平	9 番	中 西 勇 太
10 番	玉 井 美 樹 子	11 番	山 根 建 人
12 番	村 口 久 美 子	13 番	後 藤 久 美 子
14 番	川 田 尚	15 番	江 口 礼 四 郎
17 番	浜 川 剛	18 番	井 上 真 佐 美
19 番	野 田 泰 弘	20 番	竹 村 博 之
21 番	塩 見 み ゆ き	22 番	柿 原 真 生
23 番	清 水 亮 佑	24 番	今 西 洋 治
25 番	林 恭 広	26 番	澤 田 直 己
27 番	白 石 透	28 番	有 澤 由 真
29 番	矢 野 伸 一 郎	30 番	小 北 一 美
31 番	橋 本 潤	32 番	乾 詮
33 番	高 村 将 敏	34 番	井 口 直 美
35 番	泉 井 智 弘	36 番	藤 木 栄 亮

○ 欠席議員 0 名

○ 出席説明員

市 長	後 藤 圭 二	副 市 長	春 藤 尚 久
副 市 長	辰 谷 義 明	危 機 管 理 監	岡 田 貴 樹
総 務 部 長	山 下 栄 治	行 政 経 営 部 長	今 峰 み ち の
税 務 部 長	中 村 大 介	市 民 部 長	大 山 達 也
都 市 魅 力 部 長	脇 寺 一 郎	児 童 部 長	道 場 久 明
福 祉 部 長	梅 森 徳 晃	健 康 医 療 部 長	岡 松 道 哉
保 健 所 長	松 林 恵 介	環 境 部 長	道 澤 宏 行
都 市 計 画 部 長	清 水 康 司	土 木 部 長	真 壁 賢 治
下 水 道 部 長	愛 甲 栄 作	会 計 管 理 者	伊 藤 さ お り
消 防 長	山 田 武 史	水 道 事 業 管 理 者 職 務 代 理 者 水 道 部 長	原 田 有 紀
理 事（子 育 て 支 援 セ ン タ ー 担 当）	北 澤 直 子	理 事（公 共 施 設 整 備 担 当）	伊 藤 登
理 事（地 域 整 備 担 当）	梶 崎 浩 明	教 育 長	大 江 慶 博
学 校 教 育 部 長	井 田 一 雄	教 育 監	植 田 聡
地 域 教 育 部 長	二 宮 清 之		

○ 出席事務局職員

局 長	岡 本 太 郎	参 事	守 田 祐 介
参 事	東 貴 一	主 幹	森 岡 伸 夫
主 幹	辻 本 征 志	主 査	吉 原 大 喜
主 査	水 落 康 介	主 任	西 村 雄 貴
書 記	古 河 輝		

○
(午前10時 開議)

○矢野伸一郎議長 ただいまから9月定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

ただいまの出席議員は33名でありまして、病気その他の理由による欠席届出者はありません。

本日の議事日程はお手元に配付いたしてありますので、それにより御承知願います。

これより議事に入ります。

○矢野伸一郎議長 日程1 議案第77号及び議案第83号並びに日程2 一般質問を一括議題とし、ただいまから各会派の代表質問を受けることにいたします。通告順位により順次発言を願います。19番 野田議員。

(19番野田議員登壇)

○19番 野田泰弘議員 公明党の野田です。代表質問を行います。

まず、医療機関等における物価高騰支援についてお伺いをいたします。

物価高騰が市民生活を圧迫している中、医療機関においてもその影響は深刻であります。衣料品や医療機器、光熱費の高騰は医療機関等の経営を圧迫し、安定した医療提供体制の維持を困難にしております。この現状に対する行政の認識と具体的な支援策についてお聞きをいたします。

医療機関からは光熱費の高騰、診療報酬改定では賄い切れない医薬品、医療材料費の上昇について大きな影響を受けています。

そこでお伺いいたします。市内の医療機関等が直面されている物価高騰の具体的な影響について、どのように把握されておりますか。担当理事者の御見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 保健所長。

○松林恵介保健所長 各種団体等から医療機関等については診療報酬で運営されており、物価高騰の影響を価格に転嫁できないことから、苦しい経営状況にあるとの御意見や要望をお聞きしております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

(19番野田議員登壇)

○19番 野田泰弘議員 今後も続くと思われる物価高騰が今後の医療提供体制にどのような影響を及ぼすと考えられるのかお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 保健所長。

○松林恵介保健所長 現在の物価高騰の影響が適切に診療報酬に反映されない場合には、医療機関等の経営状況の悪化や医療従事者の確保が困難になるおそれがあるものと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

(19番野田議員登壇)

○19番 野田泰弘議員 現在、他の自治体では医療機関の光熱費や資材の一部を補助する制度を導入している事例が見受けられます。国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した支援対策が、大阪市では昨年から2回、また、本年からは豊中市、東大阪市でも実施されております。

本市として、医療機関等の物価高騰の負担軽減、安定した地域医療の継続するため、経営を支援するための必要性をどのようにお考えになっているのかお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 保健所長。

○松林恵介保健所長 医療機関等への物価高騰の影響は全国共通の課題であり、その支援については、国や都道府県等広域での実施が望ましいと考えております。

支援の必要性につきましては、大阪府や国が行う物価高騰対策の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

(19番野田議員登壇)

○19番 野田泰弘議員 物価高騰の影響が続けば、医療機関の経営が悪化し、結果として医療従事者の待遇悪化や人員不足、最悪のケースでは、閉院につながるリスクも懸念されます。これでは市民が安心して医療を受けられる環境を脅かすことになります。

市長にお伺いいたします。市民の生活と健康を守るため、本市として医療提供体制の維持にどのような

に責任を持って取り組んでいくのか、御見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 保健所長。

○松林恵介保健所長 まずは担当より御答弁申し上げます。

医療提供体制の確保については、都道府県の役割となっておりますが、本市は保健所設置市であることから、地域医療構想における協議の機会を通じて、物価高騰の影響も踏まえた諸課題を把握し、将来にわたって持続可能な医療提供体制を構築できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 御質問のとおり、近年物価高騰等による医療機関の経営悪化を伝えるニュースが目立ち始めております。特に深刻なのは、開業医の診療所や療養型病院より急性期病院の状況であり、老朽化対策等でその経営が破綻することは患者の命に関わる重要な問題です。

病院経営を厳しくしている一つに、診療報酬本体には消費税がかからない一方で、建て替えや改修、医療機器の購入には消費税がかかるという税の持ち出しの仕組みにあるという指摘がなされております。

本市としても、まずは病院の状況を把握し、社会として国や行政がすべきこと、できることを整理をして、効果的な取組を講じなければならない、そのように考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 物価高騰は一過性のものでなく長期化する可能性も指摘されております。医療機関の経営を安定させることが、市民が安心して暮らせる社会を築く上で不可欠であります。

行政は持続可能な医療提供体制を構築するための包括的な支援策を、スピード感をもって実行していただくことを強く要望いたします。

次に、千里ニュータウンまちづくり支援の有効性について伺いをいたします。

先日、佐竹台地区連合会会長から、議長に対し、佐竹台計画に関する請願が提出をされました。千里ニュータウンまちづくり指針を無視した開発に憂慮した内容の請願であります。

そこでお伺いいたします。千里ニュータウンまちづくり指針の該当地域における建設工事において、この指針はどの程度遵守されているか認識されておりますか。また、指針が策定された2004年以来、指針違反が確認された事案はありますか、担当理事者の御所見をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 平成16年（2004年）の千里ニュータウンのまちづくり指針の運用開始以降、約160件の指針に基づくチェックリストの提出がありましたが、本件と同様に遵守すべき容積率の数値指標に適合しない計画が平成19年に1件ございました。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 この千里ニュータウンまちづくり指針が策定されたから、開発事業者もこの指針を遵守してきたから、現在の千里ニュータウンの緑豊かな住環境が守られてきました。しかし、このたび、今まで官民協力の下、守ってきた千里ニュータウンの住環境が脅かされる事態に発展しそうな問題が起きております。

今回の事業計画では、指針では、容積率が150%と定められているところ、199.5%で設計していると説明がありました。市民の大変心配な声と、千里ニュータウンの緑の住環境を守りたいという声が議会に寄せられております。

本市としてこの計画をどこまで把握しておられるのか、この指針を無視している計画について、市の認識をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 当該計画の容積率が指針の示す数値指標に適合していないことは、千里ニュータウンのまちづくり指針及び吹田市開発事業の手続等に関する条例に基づく手続により把握しております。

事業者に対しては、千里ニュータウンの良好な住環境保全の観点から、指針に適合する計画に改めるよう引き続き求めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 次に、千里ニュータウンまちづくりの指針を遵守を確保することについてお伺いいたします。

市はどのような監督体制を取っておられますか。また、下請業者まで含めた指導はどのように行われておりますか。担当理事者の御見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 指針による指導体制としましては、対象となる事業を行おうとする者に対し、指針に基づくチェックリストの提出を求め、審査を行っています。指針に適合しない場合は、事業者や代理人に対して計画を改め、指針に適合するよう指導しております。

また、事業者が、関係住民にチェックリストの内容を説明した際の報告を求め、その状況を確認しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 指針違反が確認された場合、具体的にどのような是正措置やペナルティーを科す検討はしておられるのか、担当理事者の御見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 指針は千里ニュータウンの良好な住環境を保全するため、都市計画法や建築基準法に規定する基準以上の数値指標を定めた法的拘束力を持たないガイドラインとして、住民、事業者、行政が共同で取り組んできたものでございます。引き続き、地域住民に対する情報提供と、指針遵守の協力を要請し、必要に応じて事業所への行政指導を行ってまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 今後、この指針が遵守されるべきなのか否か、市としても大事な問題であると感じております。今後も建設工事において、千里ニュータウンまちづくり指針を遵守するのであれば、体制の強化をするべきであると思いますが、担当理事者の御見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 指針は千里ニュータウンのルールとして住民、事業者、行政が共につくり上げてきたものであり、千里ニュータウンで行われる開発事業については、当然に遵守していく必要があると考えておりますが、指針の位置づけや運用方法を含め研究してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 よろしく願います。

次に、J R吹田駅南側周辺の整備についてお伺いいたします。

この質問は何度か行ってまいりました。今回、機運の醸成を見守るという判を押したような御答弁であります。果たして誰の機運の醸成、機運の醸成を待つのみ、この言葉の繰り返しの答弁をいつまで繰り返すが、大変残念であります。

まず、お聞きしたいのは機運の醸成であります。これは誰の機運の醸成であり、誰がこの情勢を見ておられるのか。何をもって機運の醸成の成熟を判断しているのか。吹田市は、機運の醸成を図るため、どのような支援をしておられるのか。担当理事者の御所見をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 まちづくりの手法は様々ありますが、いずれの手法を取る場合でも、まずは関係権利者のまちづくりに関する機運の醸成を図ることが最も重要と考えております。まちづくりの機運が高まった際には、本市に対して具体的な相談や提案といった様々な動きがあるものと考えております。機運の醸成を図るための支援としましては、大規

模地権者である吹田市開発ビル株式会社に対し、関係権利者による議論の状況に応じ、必要な助言や情報提供を行っているところです。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 果たして市としてどのような未来のJ R吹田駅周辺をつくりたいのか。明確なビジョンを持っていないのか、いわゆる具体的な目標すらないまま今日まで来たのか、非常に疑問に思われます。

まず、J R吹田駅南側周辺は吹田市の都市計画ではどのような位置づけと考えられておられるのか、担当理事者の御見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 J R吹田駅周辺につきましては、吹田市都市計画マスタープランにおいて商業業務をはじめとする様々な都市機能が集積する都市拠点と位置づけています。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 先ほども述べましたが、この周辺の未来について、吹田市はどのようなビジョンをお持ちなのか、担当理事者の御見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 J R吹田駅周辺につきましては、吹田市都市計画マスタープランの拠点市街地のまちづくりの方針において、各種の商業施設や集周辺商店街の活性化の動きと連携を図りながら、商店街が地域コミュニティの核として地域にならなくてはならない存在となるよう、商業機能の充実に努め、ふれあいと活気ある商業空間としての都市拠点の形成を目指すとしています。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 老朽化した駅ビルの再整備はやはり喫緊の課題であります。また、駅周辺の魅力

向上につながらなければならないと考えます。

そこでまず、この地域の高齢化率を、今後の推計も交えてお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 当該地域を含むJ R以南地域の高齢化率は令和2年（2020年）の国勢調査において、29.5%となっております。また、将来推計値としまして第4次総合計画策定用資料では、令和22年において、35.8%とされております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 今後はこの地域に若い世代が住み、資産価値が上がるようなまちづくりが必要であります。駅ビルだけでなく、容積率の変更も視野に入れ、広範囲にわたる再整備を推進すべきであると考えますが、担当理事者の御見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 まちづくりの手法は様々ありますが、いずれの手法を取る場合でも、まずは関係権利者が熟議を重ね、合意形成を図っていくことが必要と考えております。

本市といたしましては、こうした熟議により、まちづくりの機運が高まった際には、まちづくり活動支援事業や再整備の手法、他事例の紹介等の初動期の支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 そこで、所有者である地権者間の合意形成が最も大事であります。吹田市は合意形成の支援をどのようにしているのか、または今後合意形成を図るため、どのような検討をするのかお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 現在、吹田さんくすでは、団地管理組合法人において、将来見込まれる大規模改修、修繕等の費用の算定を行っているとお聞きしており、これにより課題が見える化され、今後の建

物の方向性について一定議論が進むものと考えております。

こうした議論が、ＪＲ吹田駅南口周辺のまちづくりの機運の醸成につながるよう、現在、本市の支援の下、当該団地管理組合の事務局である吹田市開発ビル株式会社が、大阪府都市整備推進センターによるまちづくりアドバイザー派遣制度の活用に向け調整しているところです。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 これからの大阪はリニア、北陸新幹線などの開通に併せて、さらに夢や希望があふれ、未来を感じるまちづくりが進めていくべきであります。

新大阪周辺は今後大きく変化をいたします。リニア中央新幹線や北陸新幹線の乗入れを控えていることから、大規模な再整備開発が進められております。さらに阪急新大阪連絡線といった新たな連絡鉄道網が新大阪駅に乗り入れる計画があります。

今後、新大阪駅周辺は、全国的な交通の結節点として機能が強化されます。特に、国家プロジェクトであるリニア中央新幹線は東京と大阪を約1時間で結びます。これで新大阪の重要性が飛躍的に高まってまいります。

そこで、吹田市への影響ですが、阪急新大阪連絡線ですが、この新線が実現すると、吹田市内の阪急千里線、京都線から新大阪駅へのアクセスが大幅に向上し、リニアの乗継ぎがスムーズになり、吹田市がリニア利用者の玄関口の一つとして、役割を果たせる可能性も出てまいります。

そこでお伺いいたします。リニア北陸新幹線阪急新大阪連絡線の乗入れにより、吹田市における影響をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 新大阪周辺地域におけるリニア中央新幹線などの計画につきましては、現時点でその詳細は明らかになっていないものと認識しています。これらの計画が本市にどのような影響を与えるかについては、現時点では把握しておりません

が、実現すれば、本市の都市形成において、広域交通の利便性を高め、都市機能の向上に寄与するものと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 そこで、リニア開通を契機に、吹田市は吹田市が持つ地理的、交通的な優位性を活用し、ＪＲ吹田駅南側周辺はビジネス都市にしてはと提案いたします。

吹田市がベッドタウンから広域交通の利便性を生かしたイノベーションを生み出すビジネス都市へと変貌するための大きなチャンスであると考えますが、担当理事者の御見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 ＪＲ吹田駅周辺につきましては、新大阪駅周辺地域をはじめとする大阪都心部の都市機能との連続性を意識しつつ、周辺地域の将来的なまちづくりの動向につきましても注視してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 次に、吹田市の教育についてお伺いいたします。

中学校における食育についてお聞きいたします。

中学校給食は単に食事を提供するだけでなく、食に関する正しい知識を身につける食育の観点も重要であります。中学生の食育は、思春期といえど心身の発達が著しい時期に、自らの健康と食生活を管理する力を養うために非常に重要であります。

しかし、この年代特有の生活習慣や価値観が原因で、様々な課題があります。まず、本市の小学校における正しい食育の知識をどのように身につけているのか、お示してください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聡教育監 小学校における食育は、食に関する指導の全体計画に基づき、栄養三色など栄養に関する基本的なことから、食の流通や生産、食文化、調理、環境問題、健康に関することなど、各教科と

連携を図りながら、各学年に合わせた指導を行っております。

また、毎日の給食の時間を活用し、食事のマナーや献立の由来、食材の知識、食べ方の工夫、食に対する興味を引き出すように指導をしております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 小学校の教職員の食育の研修はどのようにされておられるのかお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聡教育監 教育センターにおきまして、食に関する指導と学校給食の管理を一体的に担う栄養教諭等を対象に年間3回の研修を実施しており、その中で、校内での食育の推進に関わる内容を取り扱っております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 次に、中学生の食育について、食育における現状と課題についてお聞きいたします。

中学生の食生活にはどのような課題があると、抱えているという認識をお持ちなのかお示してください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聡教育監 中学生の食生活の主な課題といたしましては、朝食の欠食、野菜の好き嫌い、栄養の偏り、食に関する知識不足、思春期におけるやせ志向などが挙げられます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 自立的な食生活を送るために、今後、どのように、これらの課題をどのように解決の方向に向かうことができるのか、御見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聡教育監 課題の解決に向けまして、学校全体で食に関する指導の全体計画を共有し、全教職員で共通理解の下、食育指導をしていく必要があるものと認識しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 最近、中学校給食でセンター方式を導入した自治体における残食について、予想を超える、思いのほか多いという話を仄聞いたしました。

その理由の一つとして、中学校における食育がないということが原因であると言われております。

そこで、現在、吹田市では選択性デリバリー方式を導入している中学校の食育は、どのようにして行われているのかお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聡教育監 中学校の食育といたしましては、家庭科や保健体育、総合的な学習の時間の授業などを活用し、食に関する指導を行っております。また、配膳室に旬の食材や献立に関する知識の紹介、食品ロス削減への取組などを掲載した食育だよりを毎月掲示し、食べることを大切にする意識を育てる取組を実施しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 中学校給食における食育は、思春期を迎える子供たちが自立的に健康な食生活を築く上で極めて重要であります。この時期は心身の発達が著しい反面、食生活が不規則になったり、栄養が偏ったりしやすいため、給食がその課題を解決する大きな役割を担っております。今後、全員喫食の中学校給食を導入するのであれば、さらに進めた中学校食育を進めなければなりません。担当理事者の御見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聡教育監 全員給食が開始になれば、全ての生徒へ統一した指導を行うことができるため、子供の頃からの生活習慣病予防の基礎づくりや、食と健康への関わりなど、将来の健康を意識した食育の推進に取り組めるものと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 食育を行う教職員の食育研修の充実が必要となってきますが、担当理事者の御見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聡教育監 教育委員会が示す食に関する指導の全体計画を基に、校内研修を充実させ、全教職員が連携、協力しながら食育指導に取り組むとともに、栄養教諭を中心とした組織的な研修への取組を推進してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 次に、吹田市給食センターの整備について伺いをいたします。

6月23日に建設予定地の地元自治体が大阪府ライフサイエンス産業課に白紙撤回の陳情書を提出する動きがあったり、テレビでの報道が紹介されたり、様々に給食センター設置に向けての反対の声が上がっております。

また、摂津市議会から、健都イノベーションパークの摂津市市域における給食調理施設整備に反対する決議が全会一致で可決をされました。

本当にこのような状況で予定どおりに前に進むことができるのか大変疑問であります。吹田市民の利益を考えた場合、この給食センターは悲願であり、待ち望んでいる施設であります。そこで数点質問をいたします。

まず、本市の第2アライアンス棟給食センターの計画と、健都イノベーションパークのコンセプトについて、摂津市と大阪府はどのようなお考えをお持ちなのか、御見解をお示してください。

○矢野伸一郎議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 これまで、摂津市と大阪府からは、健都の関係機関で構成する協議会の中で、健都のコンセプトに合うような施設としてほしいとの意見をいただいております。また、摂津市からは、摂津市議会での決議の動向を踏まえ、本年6月に本事業を見直すことを要請されております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 次に、健都イノベーションパークは特区指定されており、大阪府成長産業特別集積税制が給食センター整備が該当するのか、担当理事者の御見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 第2アライアンス棟（第1期）の整備運営事業者が同制度の対象になるかにつきましては、当該事業者が健都への進出後に実施する事業を基に大阪府が決定するものですが、給食の調理や提供するだけの事業であれば、同制度の対象には当たらないものと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 次に、摂津市には、企業立地等促進条例には、奨励措置対象地域における企業立地等を行う事業者を奨励措置の対象とする事業者と指定することができるとあります。この条例に合致すれば、課税される固定資産税の納付額の2分の1が奨励金として5年間交付されるということであり、摂津市の条例ではありますが、吹田市の給食センターはこの摂津市の条例に合致するとお考えでしょうか。また、奨励措置は摂津市の裁量で決めますが、摂津市はどのようにお考えおられるのか御存じであれば御見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 第2アライアンス棟が摂津市企業立地等促進条例の対象になるかにつきましては、事業者の提案内容によるものであり、また、その該当性の判断は摂津市が行うものとなります。

なお、摂津市議会令和7年（2025年）第2回定例会における同市生活環境部長答弁では、同市の掲げる健都のまちづくりの方針に合致しない企業立地等であれば、奨励措置対象事業者として指定し難いとの見解が示されております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 次に、給食センターの長時間稼働についてお聞きいたします。

民設民営の予定で運営を行うということでありますが、採算が取れない場合の利益を考えた場合、給食センターの長時間の稼働することが可能なのか、担当理事者の御見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 給食調理機能を持った第2アライアンス棟（第Ⅰ期）は、民設民営の施設であるため、衛生管理上、本市の給食調理業務に支障がないと認められる限りにおいて、学校給食以外への活用は可能としております。

ただし、施設の近隣住民からの御意見を踏まえ、周辺環境への影響を考慮した稼働時間とする必要があると考えております。そのため、長時間の稼働が行われる場合は、事業者とその必要性を十分に協議してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 摂津市議会における吹田市給食センター整備の御質問について、嶋野摂津市長はどのような御答弁をされておられるのかお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 摂津市議会令和7年（2025年）第2回定例会において、嶋野市長は、健都イノベーションパークは、ライフサイエンス分野でのイノベーションを起こしていくための企業の進出用地であるとした上で、本市が現在公募している第2アライアンス棟（第Ⅰ期）については、健都のコンセプトに合わないと言及されております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 厳しいですね。はい。吹田市として、この給食センターの整備については、今後どのように進めていくつもりなのか、また、法律上は建設は可能なのか、担当理事者の御見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 第2アライアンス棟（第Ⅰ期）については、食と健康をコンセプトに、健康寿命の延伸において重要な食を中心とする研究開発や社会実装の推進に資する施設です。

本市としましては、適切に健都のコンセプトに合致する提案をした事業者を選定し、当初の予定どおり、令和10年度（2028年度）の運営開始を目指してまいります。

また、施設の整備に当たっては、引き続き、摂津市及び近隣住民への丁寧な説明に努めてまいります。

施設の建築可否に関しましては、事業者の設計に基づき、摂津市及び大阪府が開発許可の判断を行うものですが、事業者に対しましては、公募プロポーザル実施要綱において、関係法令や摂津市の地区計画を遵守することを求めているところです。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 いつまでも事務方だけの協議は進むものも進まず、決断ができません。やはりトップ同士の胸襟を開いての話合いが大事であります。いまだ話合いを行ったということは聞いておりません。一日も早い話合いを望みます。そして、吹田市として、地域住民の様々な要望に対しても最大限寄り添った対応を行っていただき、摂津市に対しても粘り強く調整しながら御理解をしていただくように強く要望をいたします。

次に、保育事業についてお伺いいたします。

J R吹田駅南立体駐車場跡地に保育園が整備されるということが聞こえてまいりました。

まず、保育園整備は、現在どのように進んでいるのか、スケジュールがあれば、それもお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 J R吹田駅南立体駐車場跡地の活用につきまして、現時点では、市立保育所の整備用地とすべく調整を進めており、スケジュールにつきましては関係部局間で調整しつつ、担当部としましては、令和10年（2028年）4月の開設を目指して

検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 この9月の一日には地元商店街に説明を行ったと聞いております。そのときの商店街の保育所整備についてはどのような御意見があったのかお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 地元商店街関係者への説明会では、想定する建物の規模や園庭など施設設備、自転車を利用される保護者及び商店街通行人の安全対策の御質問のほか、保育所と商店街との連携の可能性などについて御意見がございました。

本件については引き続き関係部局と連携し、関係者及び地域の方に御理解を得られるよう努めてまいりたいと、そう考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 この立体駐車場跡地は、本市において交通至便の地であり、大変利便性の高い土地であります。新しく、保育所の整備について反対するものではありませんが、新設の必要性、この用地でなければならない必然性についてお伺いをいたします。

まず、このA区域におけるゼロ・2歳児の児童数は、令和7年度をピークに減少しつつあると推計しております。その後は、保育の提供量が、申込数を上回ることなく推移をしております。要するに、保育の提供量が間に合っている、待機児童が発生しないということではないかと思われま。

そこでお伺いをいたします。現在のA区域の校区別における待機児童数についてお示しください。あわせて、B・C区域の待機児童数もお示しください。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 本年4月時点での保育所等利用待機児童数は4人で、保育の提供区域別で申しますと、A区域で4人、B及びC区域ではいずれもゼロ人でございます。

小学校区別では、吹田第一小学校で一人、吹田第六小学校区で3人でございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 待機児童数4名ですね。はい、分かりました。

次に、令和10年までに開所予定も含めて整備される保育所の開園はありますか。お示しください。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 既に事業を着手済みの案件も含め、令和10年4月までに民設民営による5か所の保育所整備を目指し取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 次は、この駐車場跡地に整備される必要性についてお伺いをいたします。

今後、この地における人口増加における流入や大型マンションの建設はあるのでしょうか。なぜ、JR吹田駅南側立体駐車場跡地に保育所を整備する必要性をお示しください。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 当該地域においては、共同住宅の建設による子育て世帯の流入や女性の就業率の上昇等によって保育ニーズが増加しており、待機児童が発生していることから保育所整備の必要性が生じております。

また、対象地は鉄道駅から近く、商店街に位置するなど、通園する児童、保護者にとって利便性が高いこともあり、保育所整備の立地として適地であると考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 この駐車場がなくなることでの様々な問題があります。

この夏、大変な猛暑、酷暑でありました。商店街にあるミストは、公式な商店街のポータルサイトな

ど複数の情報源によると、この長さは1,000mに及ぶとされており、これは商店街のドライミストとしては日本最長クラスとされております。このドライミストは、商店街の快適な買物環境を整えるための取組の一つでもあります。

また、太陽光発電整備と組み合わせると、エコ化にも配慮した先進的な取組として注目をされております。

この夏、商店街利用者から、通行人からも大変喜ばれておりました。この市民から重宝がられているドライミストが今回の保育所整備によってなくなってしまうという事態になりそうであります。

そこでお伺いをいたします。ドライミストは今後とも続けられることは可能なのか。担当理事者の御見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 ドライミストと駐車場の関係による具体的な影響につきましては現時点で市として把握しているものではございません。

ただし、設置者であるJR吹田駅周辺まちづくり協議会からは、今後の運用につきましては現在検討中であると伺っております。

光熱水費など、当該設備に係るランニングコストへの直接的な支援は実施しておりませんが、当協議会の主体的な取組への必要な支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 次に、駐車場問題であります。この駐車場がなくなること考えられることは違法駐車問題と買物を控えることにより、商店街の活気にぎわい、売上げに響くことが予想されます。この問題についてどのような認識でおられるのか。また、今後、どのようにこの問題について対応されるのか、担当理事者の御見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 当該駐車場の廃止により、一定の利便性の低下は想定されますが、周辺には時間貸し駐車場が存在しており、影響は限定的である

と考えております。

また、跡地に保育施設を設置した場合には、子育て支援に加え、周辺商店街の利用促進など、多面的な効果が生まれるものと期待しております。

こうした効果をより確かなものとするため、引き続き関係部局と連携して支援に努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 この駐車場跡地については南側周辺整備の活用においても大変重要であり、貴重な土地であります。この南側周辺においては、吹田市内において唯一開発が取り残された感があります。遠い将来になるのか近い将来なるのか分かりませんが、この周辺の再整備に期待を持っております。

そのときにこの土地に保育所があることで不都合が起こらないのか、または保育園があることによって有効な開発が可能になるのか、担当者の御見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 立地適正化計画では、保育所の待機児童を早急に解消するなど子育てしやすい環境の整備を示しており、当該地における保育施設の整備については、計画に整合するものと考えております。

また、当該地周辺の今後の土地利用の動向については、現時点で構想や具体的な計画がない中で、当該地に保育所ができることによる影響を図ることは、難しいと考えています。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 次に、人事権、教員の人事権移譲についてお伺いいたします。

この質問で、吹田市が教員の人事権を持つ問題点を数多く指摘をしまいましたが、明確な御答弁をいただくこともなく、今日まで来ました。しかし、今回も府要望の1番目に要望を出しておられます。

最近の教員不足による採用試験の志願者状況は、大阪府の小学校で2.7倍、中学校は4.1倍、大阪市は

中学校3.8倍、小学校は情報が公開されておりませんが、全体の倍率は2.8倍でした。全体の倍率は前年度から低下をしております。堺市では小学校2.1倍、中学校3.2倍であります。豊能地区では、全体の倍率は4.0倍でありました。小学校の採用予定者数が約70名から50名に、中学校が約70名から40、それぞれ削減されました。志願者が減少傾向にある中で、採用額も大幅に減ったことが、最終倍率が4.0倍と前年度並みを維持したことが要因と考えられます。

どの教育委員会の採用試験におきましても、採用予定者数や志願者数の動向によって倍率が変動しております。そこでお伺いをいたします。

年々、志願者が減る実態をどのように考えておられるのか、担当理事者の御答弁を求めます。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 公立学校教員採用選考試験の志願者数が年々減少していることは、人材の確保が困難となり、課題であると認識をしております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

(19番野田議員登壇)

○19番 野田泰弘議員 近年全国的に教員志願者数が減少傾向にあり、採用倍率は低下をしております。特に小学校の倍率は低くなっております。採用試験の倍率が低いことは、教員を目指す人にとってはチャンスが増える一方、採用する側にとっては、優秀な人材の確保がより一層難しくなると考えられます。

教員採用試験は、府内同一試験日で年1回行われます。教員志願者の取り合いが過激になる中、吹田市単独で人事権移譲を要望することに非常に疑問に思われます。吹田市には、教職員の研修について本市独自で行っているため、本市が目指す質の高い学校教育が実現可能であると思われます。担当理事者の御見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 本市では、令和2年度（2020年度）の中核市への移行後、市独自の教職員研修を実施し、教職員の資質、能力を向上させるための人材育成に取り組んでいるところでございます。

本市独自の充実した研修を展開することで、質の高い学校教育の実現に寄与しているものと認識しておりますが、教職員人事権を持つことによって、本市の求める人材を独自に採用することが可能となるため、吹田で働きたいと思うモチベーションの高い人材が確保でき、さらに質の高い教育の実現につながるものと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

(19番野田議員登壇)

○19番 野田泰弘議員 教職はどこで採用されるのかでなく、採用後、年々、学校環境、同僚、生徒によって成長、進化していくと思います。大阪府で採用され、吹田市に配属されても、その後の研修等により、吹田の子供のために吹田市を愛する教師は育っていくと思われま。言い換えれば、今の審査については、吹田愛が希薄であると教育委員会は感じているのでしょうか。これから入ってくる新採もさらなる研修等で十分に吹田の子供たちのために頑張ってくれたいと信じております。担当者の御見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 本市に配属をされた教職員が、吹田の子供たちのために働きたいと思えるよう、教職員研修等の充実に取り組んでいるところでございます。これに加え、教職員人事権の移譲を受け、教職員を独自に採用することにより、本市の教育理念に共感するモチベーションの高い人材の確保が可能であると考えております。

また、本市で働く教職員について、研修等の人材育成に加え、採用から服務監督等に至るまで一貫して行うことで、さらに、本市への帰属意識の向上につながるものと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

(19番野田議員登壇)

○19番 野田泰弘議員 少人数学級の実現などには、教職員定数、学級編制基準決定に係る法整備が必要となってきます。この整備が一番の肝であります。この法整備の移譲がなく、ただ単に採用試験を府に

代わって吹田市がお金も出し、職員も出して行うことにどのような意味があるのか全く理解不能であります。担当理事者の納得する答弁を求めます。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 御質問いただきましたように、本市が義務教育課程の実施主体として、これまで以上に教育責任を果たし、地域の特性や個に応じた教育政策を効果的に実施していくためには、政令市と同様に、教職員定数決定、学級編制基準決定に係る権限も併せて持つことが必要であると認識しております。これらの権限を持つことで、より柔軟に職員配置等を行うことができ、さらなる教育環境の充実を図ることが可能になります。

ただし、これらの権限の移譲には法整備が必要になることから、まずは事務処理特例制度で、単独での移譲が可能とされている府費負担教職員の人事権から段階的に移譲されるべきものと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 次に、時期についてお伺いをいたします。

吹田市は現在、令和6年度から11年度まで、教員の働き方改革グランドデザインとそのアクションプランである教員の働き方改革推進プランを取組期間として、市独自の様々な施策を進めております。この改革は、吹田市にとって非常に重要な取組です。

そこでお尋ねいたします。この令和11年度の改革期間中は教育の人事権の移譲は行うべきではないと考えますが、この点について、担当理事者の御見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 本市では現在、授業準備や学級経営など教員が担うべき本来業務に専念し、心身共に充実して働ける環境を確保するため、当該グランドデザイン及び推進プランに掲げる目標の早期達成に向けた教員の働き方改革に集中的に取り組んでいるところでございます。まずは、より多くの教員志望者の方に吹田で働きたいと思っていただける環境の整備を着実に進めてまいりたいと考えており

ます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 次に、人事権と給与負担の一体化についてお伺いいたします。

2000年代に設置されたこの委員会の教育行政についての報告書には、市町村の主体性を高めることが重要だとされ、そのために、人事権と給与の一体化が不可欠であると指摘をされております。

また、文部科学大臣の諮問機関である中教審も2005年の答申、新しい時代の義務教育を創造するにおいて、教員人事の在り方を議論しました。この中で中核市などの人事権移譲とそれに伴う給与の負担の見直しをしております。

これらの主張の共通の根拠は責任の明確化と行政の効率化であります。人事権者が給与負担を担うことで、教員の人事に関する最終的な責任が明確になります。

以上を踏まえて、現在、県費で支払われている給与は、人事権の移譲に伴い、将来、その自治体負担になるのではないかと危惧をいたします。これは大きな財政負担になります。

そこでお伺いをいたします。人事権移譲に伴い、給与負担を求められることは将来起こり得るのか、また、未来永劫県費で賄うのか。現在、担当理事者の御見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 現在、公立小・中学校の教職員の給与につきましては、市町村立学校職員給与負担法に基づき、都道府県が負担することとなっており、人事権移譲に伴う給与負担の在り方の見直し等の動きは把握をしておりません。

なお、国の中央教育審議会においては、教職員人事権を市区町村に移譲する場合には、その財源保障は安定的で確実なものであることを前提に、人事権者と給与負担者はできる限り一致することが望ましく、人事権移譲に伴う給与負担の在り方も適切に見直すことを検討する必要があるといった答申がなされております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 将来、県費給与が人事権の移譲により、自治体負担になった場合、給与の金額について幾らになるのかお示してください。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 大阪府が示しております教員のモデル年収額では、校長は985万円、教頭は921万円、主席指導教諭は794万円、教諭は636万円となっております。

この数値を基に算出した教員の給与額の合計は、126億4,352万円でございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 中核市への教員の人事権移譲については、2015年1月30日の閣議決定で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、結論が得られたものから順次実施することが決定をされました。

しかし、現在、62の中核市において1市もこの人事権の移譲がされておられません。どのような理由が考えられますか。担当理事者の御見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 他の中核市において、教職員の人事権移譲が行われていない明確な理由は把握しておりませんが、人事権移譲に伴う体制の整備や財源の確保などの課題があるものと推測しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 教員の人事権の移譲は一度移譲されれば、後々教員の確保の難しさ、教員の質、広域人事の硬直化等の様々な問題が生じて、二度と府に戻すことはできない権限の移譲であります。なぜ中核市で進まないのか。答えは明瞭であります。先ほど財源と人材と御答弁ありましたが、それぞれの市で教育問題は山積をされております。不登校の

問題、特別支援の問題、いじめの問題、学習支援の問題等、上げれば切りがありません。目の前の子供に向き合っていかなければならない問題があるからであります。人事権より大切にやらなければならないことがあるということが、よく肝に銘じていただきたいと思います。

次に、吹田市の財政状況についてお伺いをいたします。

吹田市の財政状況について、市民の皆さんが将来にわたり安定した行政サービスが受けられるのか、大変な関心を持っております。特に、少子高齢化の進展や社会保障費の増加、公共施設の老朽化対策など、本市が抱える課題は山積をしており、これらへの対応に、健全な財政基盤が不可欠であります。

そこで、本日は市民の生活に直結する重要な課題である吹田市の財政状況について何点かお伺いをいたします。

これは持続可能なまちづくりを目指す上で、現在、そして、将来の世代に対し、我々がどのように責任を果たしていくのかという根本的な問題であります。

まず、令和5年度の単年度の一般会計の収支についてどのようになっておられるのか、また、財政調整基金の繰入額があればお示してください。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 令和5年度一般会計の決算におきまして、単年度収支は約7.9億円の赤字、財政調整基金繰入額は4億円でございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 令和5年度単年度の赤字の原因について、理由をお示してください。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 令和4年度以降は新型コロナウイルス感染症対応や、小・中学校給食費の保護者負担軽減策の実施、福祉施設等への応援金の支給など、臨時的な財政需要に対応してきたことに加えまして、人件費、物件費、扶助費をはじめとした経常経費の著しい伸びに伴い、お尋ねの令和5年度を含め、単年度収支の赤字傾向が続いているもので

ございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 現在の職員数、会計年度職員、非常勤職員も含むを、お示ください。

○矢野伸一郎議長 総務部長。

○山下栄治総務部長 一般職の職員数は、本年4月1日現在で、正規職員2,899名、会計年度任用職員2,163名の計5,062名でございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 そもそも財政調整基金の目標額と、その裏づけとなる根拠、その基金はどのような場合に使われるのかお示ください。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 財政調整基金につきましては、標準財政規模の20%の残高確保を目標として設定をいたしております。当該目標につきましては、近年の当初予算編成におきまして、収支均衡を図るために、標準財政規模の10%弱の繰入れを行っている状況に加えまして、不測の事態への対応に係る補正予算や、次年度の当初予算にも活用しておりますことを踏まえて設定をしたものでございます。

こうした活用につきましては、吹田市財政調整基金条例第5条に沿った処分として行っているものでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 令和6年度につきましては、決算前で確定はしておりませんが、一般会計の単年度の収支についてどのようになっているのかお示ください。また、財政調整基金の繰入額があればお示ください。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 令和6年度一般会計の決算見込みにおきまして、単年度収支は約2.7億円の赤字、財政調整基金の繰入額は19億円でございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 令和6年度におきましては、約19億円の不足額が発生しております。財政調整基金を19億円繰り入れております。この2年間、単年度収支が赤字になっており、今までの吹田市の財政では考えられないお金の使われ方になっております。物価高騰がここ数年、家計を直撃し続けているにもかかわらず、この9月からさらに1,400品目の値上がりが続いている状況であります。

吹田市は物価高騰対策について、特に手を打っていないにもかかわらず、単年度収支が赤字になるということは、毎年毎年、このようなお金の使い方では赤字が続けば、恐らく6年後には財政調整基金が底をつくのではないかと考えます。

加えて、中学校給食が始まれば、さらに加速がついて赤字が増大すると思われますが、担当理事者の御見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 近年の単年度収支の赤字傾向の背景といたしまして、コロナ対応に重なる形で始まった物価高に伴う臨時的な支援策、賃上げ動向を受けた労務単価や各種公定価格の引上げに伴う物件費等の増、会計年度任用職員を含む給与改定等に伴う人件費の増、扶助費のいわゆる自然増、また、第2子保育料無償化やシステム標準化といった取組による関係経費の増などがございました。

こうした財政需要に応じますことで、歳出の伸びが歳入の伸びを上回る中、収支均衡を図るため、財政調整基金繰入等による財源補填を行い、基金残高の減少に至ったものでございます。

今後も必要な財政需要には応じつつ、中学校給食等の新たな取組も進めていくためには、安定的な財政基盤の確保が重要であると認識いたしております。

そのため、予算編成や実施計画策定の初期段階から、これまで以上に厳格な精査を積み重ねることで収支均衡を図り、決算における単年度収支の黒字化及び財政調整基金残高の回復に努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 次に、吹田市介護老人保健施設について伺いをいたします。

今回この施設に9,000万円の運営費負担金が計上されております。この運営費補助を行った場合、この背景や金銭の妥当性について議論しなければなりません。その妥当性や根拠が不明瞭な場合、不信感や反発が生まれます。

そこでお聞きします。市民の税金がなぜ特定の施設に多額の補助金として使われるのか。このような経営状況に至った経緯と、その9,000万円がどのように使われるのか、具体的にお示してください。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 吹田市介護老人保健施設は近年、介護老人保健施設サービスそのものに対する社会的ニーズの低下や、市内の民間老健施設の増加等により、入所率は低下傾向にあります。

一方で、近年の急激な物価、人件費の高騰などにより経費は増加しており、指定管理者である一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団の経営状況は急激に悪化し、サービスの提供が困難となっているものでございます。

このたびの負担金につきましては、当該事業団の厳しい経営状況を踏まえますと、今年度のサービス提供に当たって必要な事業団職員の人件費、施設管理等の委託料、光熱水費などの経費に対して十分な収入の確保が難しいと見込まれることから、その補填として支出するものでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 さて、今後のこの老健施設について伺いをいたします。今回、9,000万円の運営費補助を行いました。来年度も同じような状況が続くのか、担当者の御見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 当施設の利用率は近年急激に低下していることから、指定管理者である当該事業団の経営状況が短期間で回復することは困難と見込ん

でおります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 この施設には、退職給与引当金が計上されておりますが、金額も含めてお示ください。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 退職給付引当金につきましては、当該事業団の令和6年度（2024年度）決算におきまして、固定負債として1億3,102万8,224円を計上しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 一般論として、多額の退職給与引当金があるにもかかわらず、公的な運営費補助が必要になることに対して疑問の声が上がる可能性も考えられます。この点について明確な御答弁を求めます。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 退職給付引当金は直ちに支払いが必要な経費ではありませんが、将来的に支払う予定の退職金を負債として認識し、各年度の決算において、貸借対照表に固定負債として計上するものでございます。これに対して、資産としての退職給付引当、失礼しました、退職給付引当資産がございしますが、令和6年度（2024年度）におきまして、退職給付引当金に対して十分な金額は計上できておらず、将来的な退職金の支払いに当たっては、不足が見込まれるものでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 吹田市の介護老人保健施設について、指定管理で運営されていることから、自立した運営が必要であると考えられます。物価高騰などで運営が厳しい状況があることは理解できます。他の民間のサービス事業者は、同じ環境で、市の負担もなく運営をしております。これからのこの施設

の在り方について、検討を早急にするべきであると思いますが、担当理事者の御見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 当該事業団では、近隣医療機関等への定期的な情報提供や、各種介護報酬加算の取得による収入の確保、給与や各種手当の見直しによる人件費の抑制、維持管理費の削減等の経営改善に継続して取り組んできましたが、入所率の低下や施設の老朽化など、当施設を取り巻く状況は年々厳しさを増しておりますことから、今後の在り方について速やかに検討を進めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 7番 石川議員。

（7番石川議員登壇）

○7番 石川 勝議員 吹田党を代表いたしまして、質問させていただきます。

まず、吹田市の現状から見た地方制度改革の必要性について市長の見解をお伺いしたいと思います。

地方分権改革が進められてから20年以上が経過したところでございますけれども、基礎自治体が担う行政需要はむしろ拡大とか複雑化していると思います。少子高齢化や公共施設の老朽化、そして、地域経済の変容、市民ニーズの多様化など、こうした現象は、吹田市においても顕著に表れておりまして、単に効率性の観点だけでなく、持続可能性、住民参加、広域性などを含めた制度の再構築が求められているというふうに思います。

そうした意味で、吹田市の現象を出発点に、地方制度改革の必要性を改めて議論することが重要だと考えます。

さて、吹田市の人口の年齢構成に目を向けますと、二極化が進んでいます。高齢化率は約30%で、医療、介護、見守りの需要が急増している。

一方で、利便性を背景に、若年世代の転入も続いており、待機児童対策や学童保育、それから、学校施設の整備なども求められています。

つまり、同じ市の中で、高齢化と若年層の流入という二極のニーズが同時に高まる現象が起きていると言えるわけですが、また、本市には高度経

済成長期に整備された施設が数多く存在して、学校、市営住宅、上・下水道、道路、橋梁、庁舎など、これらが一斉に更新の時期を迎えておりまして、単純な建て替えではなく、複合化や再編、広域利用というふうな新しい発想が不可欠な状況であります。

しかし、現行制度では縦割りの制約が強くてですね、教育施設、福祉施設、市民施設を横断的に整備するというのは容易ではありません。さらに言うと、本市は北摂地域の拠点としての役割も担っているわけでありまして、豊中市、摂津市、茨木市と生活圏を共有しておりまして、また、この医療、防災、子育ての支援などは広域的な対応が必要になっていくというふうに考えておりますけれども、現行制度では市単位での対応に限界が生じておりますし、府との役割とも調整が難しい場合もあります。

そういう状況下でも、行政への要望というのは、従来の一律サービスから個別ニーズに応じた柔軟な対応へと変化してきております。障がい者支援や多文化共生、デジタル化への対応、地域コミュニティの再生など、現場に近い基礎自治体が最も把握している、そういう課題であっても、財源や制度の制約で十分にその市民ニーズに応えられないという現実もあります。

こうした現象を踏まえますと、吹田市の将来を切り開くためには、現行制度を前提とするだけでは限界があって、地方制度そのものの改革が必要だと考えます。改革の方向性として、今回は以下の2点についてお伺いしたいと思います。

1点目は、権限移譲の拡大と財源の保障です。子育て、福祉、教育、都市計画などを市民生活に直結する分野は、国や府ではなくて、この市が責任を持って迅速に進めていくべきです。そのためには、権限と財源のさらなる移譲が不可欠だと思います。

2点目は、広域連携の制度化です。北摂地域において、消防とか防災拠点や福祉施設の共同整備、デジタル基盤の共通化などをさらに進めるべきだと思います。

しかし、多くの施策において、制度的な裏づけがいま一つ弱いなというふうに言えるのではないのでしょうか。そこで市長にお伺いをいたします。

まずですね、吹田市における人口動態の変化、それから公共施設の老朽化、あるいは広域行政の必要性、それから多様化する住民ニーズといった、これらの現象について市長が現在ですね、どのような形で認識されているのか、市長の御見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 現況における市の行政経営の在り方について御質問をいただきました。

人口動向につきましては、中・長期の行政経営の方針を定める上での最重要の要素でございます。ほとんどの自治体で急速な人口減少が進んでいる中で、本市では異例とも言える、継続的な人口微増が続いています。公共施設の老朽化対策やインフラの将来投資など、積極的にこれに取り組んでこられたのは、その財政基盤の強さによるものと言えるでしょう。

行政の広域連携を積極的に取り組んでいる吹田市ですが、合併や一部事務組合ではなく、近隣の自立型自治体が相互に強みを持ち寄る広域連携こそが、我々が進むべき道だと考えております。

引き続き、サイレントマジョリティーや少数意見の声を含めた多様な市民ニーズを尊重できる健全な市政運営を進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 7番 石川議員。

（7番石川議員登壇）

○7番 石川 勝議員 市長の御答弁もありましたように、近隣自治体ともいろいろ協力関係を構築しながら、これまでの施策を推進してきたということでもあります。

しかし、これらのいろいろなこれからの課題をですね、解決するために、現行の地方自治制度では限界があるのではないかなというふうに考えております。そういった思いも、市長、日頃からそういう思いを持っておられると思いますけども、市長自身はですね、この地方制度改革の必要性というものをどのように捉えておられるのかお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 現行の地方自治制度の問題点につきまして、私も同様に懸念は持っております。この地方制度改革ということにつきまして、全国1,741の自治体は、それぞれの状況や事情、環境、歴史などの上で、最適な経営を営む努力を今日もしております。それがいい、悪いは別として、市民と共にそれを進めているというのが現状です。

経済発展と人口増加による豊かな国力が弱体化し始めて約15年。それ以前に定めた地方自治制度は大きな転換点を迎えていると考えています。

多くの自治体が自立の危機に陥っている中で、少子化についても解決のめどが立っていない状況です。地方の疲弊と都市への集中がこれからも続くであろう現実を前に、都市問題と地方の課題の双方に対応するための地方制度の在り方を考えなければなりません。

能登半島地震において、自治体として規模の小さい輪島市を微力ながらも、今も続けるサポートはその考えを率先して実行に移しているものでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 7番 石川議員。

（7番石川議員登壇）

○7番 石川 勝議員 今市長の御答弁ありましたように、我々としても地方制度改革というものが必要だというふうに考えております。その中で今、市長がですね、この吹田市として今後、国や大阪府に対して、具体的にどのような制度改革を求めているのか。特にですね、この権限移譲とか広域連携についての方向性、市長のお考えをお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 いわゆる地方分権一括法が施行され、25年がたちます。吹田市は大阪府、国と対等の立場を得て、共に政策を進める役割を果たしております。

しかし、いまだに集権文化は生きており、例えば本市が求め続けている教育人事権の移譲は実現できておりません。数多くの許認可権が国と広域自治体に存在する現状においても、本市の置かれている状

況に即した政策を展開するために、基礎自治体や政令市のみならず、国、大阪府を含めた対等関係での広域連携が必要と考えるところでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 7番 石川議員。

（7番石川議員登壇）

○7番 石川 勝議員 今、市長の御発言にありました考え方は全くもって同感でございまして、我々としたしましても、全国の地方議員や政治家と力を合わせてですね、各それぞれの地方制度改革というものを訴えてまいりたいと思いますので、今後も後藤市長の積極的な行動を期待しております。

次にですね、公共施設の複合化について、これも市長にちょっとお伺いします。

本市では少子高齢化の進展、公共施設の老朽化、限られた財源の中での持続可能なまちづくりが大きな課題となっておりますけれども、その中で公共施設の複合化によって効率を高めて、市民サービスの質の向上を図るとこういう取組が不可欠であります。現在、本市におきましては、市民センターとか公民館、児童センター、図書館、学校などがそれぞれ独立して基本的にはこの設置、運営されています。

一方で、施設の老朽化や管理運営コストの増大といった課題が顕著になってきております。こうした現象はですね全国的にはこういう課題を乗り越えるために、公共施設の複合化というのが進められています。

例えば愛知県高浜市では、高浜小学校と公民館、それから児童センター等を一体的に整備し、教育と地域活動を融合させた新しい複合施設っていうのが生まれています。先日、視察にも行ってきまして、大変参考になるなというふうに感じたところでございます。

さて、こうした複合化の検討はですね、各部局の縦割りの中では、なかなか前に進みにくいというのが現実でありまして、だからこそ、市長直轄の横断的な検討組織が改めてつくっていくという必要性を感じるわけでありまして。これまで後藤市長は、公共施設の複合化や再編についてどのような発言とかですね、方針を示してこられたのかということに

ついて改めてお伺いをするとともに、市長直轄の検討組織の設置を提案したいと思いますが、御見解をお示ください。

○矢野伸一郎議長 公共施設整備担当理事。

○伊藤 登理事（公共施設整備担当） まずは担当より御答弁申し上げます。

公共施設の最適化における複合化につきましては、吹田市公共施設一般建築物個別施設計画において、施設の特性や利用圏域等を考慮の上、施設利用者間の交流などの相乗効果が期待できる複合化の考え方をお示ししているところでございます。

また、その取組に当たりましては、公共施設の最適化を所管する資産経営室を中心に、庁内関係部局と連携を図りながら進めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 今、御質問をお聞きしながら、つくづく思ってたんですが、私はこの職場で働いて、46年になります。なぜ、公共施設は縦割り色が強く、複合施設として設置をされてこなかったのかということをもまず考えたいと思います。

今現在、取り組んだ、例えば、まちなかりビングであるとか、DRC、それから夢つながり未来館などの複合施設というのは、最近の動きです。箱物と称される数々の公共施設を建設をした当時、高度経済成長下にあり、経済的インセンティブは強く働くことはなく、各省庁縦割りの補助金を円滑に執行する上で、庁内各部が連携をすることには業務の執行上、消極的な時代だったと言えます。

人口減少と財政悪化が顕著になってきた今、多くの自治体で取り組まれている複合化の、これは多くの例は合理化でございまして、私は財政的效果にも増して、多様な機能が共存する施設のコミュニティ醸成効果を求めています。そういう意味では、本来複合化しておくべきだった政策、その見直しを進めているものでございます。

部局を横断する課題ごとに検討組織を設けることは、反対にそのプロジェクトに関わらない大多数の職員の縦割り意識を強めてしまうおそれもございま

す。

現在、資産経営室において、一定の役割を果たしており、慎重に判断をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 7番 石川議員。

（7番石川議員登壇）

○7番 石川 勝議員 市長がいつも言っておられる横串を刺すっていうかとの考え方が、資産経営室などを通じて今うまくいうか、頑張ってもらってるっていうことは理解をいたしました。

その上で、次にですね、複合化を視野に入れた公民館の位置づけ、これについても市長にちょっと見解を伺いたいんですが、社会教育法ではですね、公民館は住民の教育、学習、文化活動の拠点として位置づけられていますけれども、設置は市町村の努力義務であり、必ずしも設置しないといけないという義務はありません。したがって、本市においても市民センターや図書館、学校などと一体的に整備することで、公民館機能をですね、代替あるいは強化していくということが可能なんじゃないかなというふうに思います。吹田市としては公民館機能を今後どのように位置づけて、複合化の中でどう生かしていくのか、市長のお考えをお伺いします。

○矢野伸一郎議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 まずは担当より答弁申し上げます。

地区公民館につきましては、学習活動や集会活動の場を提供する生涯学習の拠点として、小学校区を中心に整備し、地域住民のコミュニティの醸成にも寄与してまいりました。

また、これまでも図書館や児童センター、高齢者いこいの間等と複合化し、フロアの共有や利用者の交流など、効果的、効率的な施設の整備運営を進めてまいりました。

引き続き、効果的な複合化を進めながら、よりよい施設となるよう努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 今後の公民館の在り方につきまして、大変重要な御指摘をいただきました。私も大きな問題として考えているところです。

そもそも公民館は法に基づいて、選挙権を与えられた市民の公民たる国民の教養向上を主な目的とした教育施設として設置をされたものです。その後、社会の成熟に伴い、地域住民が集まるための施設としては、実質的に市民センターや図書館などと同様の役割も果たしております。

既に各公民館長にはコミュニティ施設としての役割もあることから、柔軟な運営をお願いをしてきたところでございます。この流れは多くの利用者には御理解を得ていると感じており、複合的な機能を持つ成熟した施設に向けて今後とも進めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 7番 石川議員。

（7番石川議員登壇）

○7番 石川 勝議員 次にですね、放課後の子供の居場所についてお伺いをいたします。

子供たちが安心して放課後を過ごせる居場所の確保、これはですね、子育て世代が安心して働いて地域で子供を健やかに育む基盤となるものであります。

そこで、本市の放課後施策について、以下の点を伺いたいと思います。

まず、留守家庭児童育成事業なんですけれども、まず、一つ目、エリア別の待機児童の予測と対策計画はどうなっているのかということですが、本市では共働き世帯の増加や核家族化に伴い、学童保育へのニーズが年々高まっております。特に、地域によって待機児童数に大きな差が生じており、子育て世代からの切実な声が届いているというのは事実であります。

そこで、本市におけるエリア別の待機児童の現状と今後の需要予測をどのように把握しているのか。また、それに基づく具体的な待機児童解消に向けた計画と数値目標などですね、どうなっているのかということについて改めてちょっと現状をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 留守家庭児童育成室に入室

できなかった児童数は、本年4月1日時点で千一育成室と南山田育成室でそれぞれ2名ずつ、計4名でございます。

今後の需要予測につきましては、各小学校区における保育施設利用者等の人数を基に推計を作成しており、本年度は5,907人が入室しておりますが、令和11年度（2029年度）には7,000人を超えると見込んでおります。

吹田市子ども計画において、入室できない児童数をゼロとする目標を設定しており、今後の入室希望児童数の増加に対して、指導員の定着や委託の拡大により人材を確保しつつ、プレハブの増築により教室を確保するなど、これまでの手法に加え、新たな手法も取り入れ、様々な対応を検討することとしております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 7番 石川議員。

（7番石川議員登壇）

○7番 石川 勝議員 委託と直営の現状についてもお伺いしたいと思います。

現在、本市の学童保育や児童館事業ですね、一部は直営で実施して、一部は民間事業者への委託というふうな運営されてると思いますが、委託とこの直営の割合ですね、運営割合、各方式の課題についてどのように分析して整理されているのか。

また、人材確保や質の維持に関して直営と委託、それぞれのどのような違いがあるのかについて、改めてお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 委託育成室と直営育成室の割合につきましては、35小学校区のうち20か所が委託、15か所が直営となっております。

次に、直営に比べ、委託育成室は人材の確保において、労働法制的面などから、柔軟な採用や勤務体制等が可能となっており、優位な点と考えておりますが、双方の育成室とも、放課後児童支援員の人材が全国的に不足しているため、事業全体の課題として捉えています。

次に、質の維持につきましては、委託育成室では、保護者アンケート、事業者が提出する報告書、市及

び附属機関による評価等で検証し、改善が必要な場合は指導を行っております。直営育成室では、直接指導員に対して、運営に必要な研修を確認し、実施しておりますが、当該研修は委託育成室の職員も受講できるようにしております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 7番 石川議員。

（7番石川議員登壇）

○7番 石川 勝議員 いろいろ課題がある中で、あの手この手を使ってですね、これまでの施策を進めてきたという、努力してきたというところが見えるわけでございますけれども、それでも、これからまたいろんな課題があると思います。

そこで、民設民営の施策の今後についてお伺いしますが、近年、全国的に民設民営型の学童保育の導入と、これ、広がっておりますけれども、保護者の多様なニーズに応じて柔軟なサービスを提供できるという一方でですね、利用料や運営格差などの課題も指摘されております。そんな中で、このたびの本会議におきまして、民設民営事業の実施に向けた予算が上程されております。詳細な内容については委員会での検討にお任せするとしても、この施策を進める上での方針について確認させてください。

民設民営型の運営は初めてのことでございますけれども、これまでの施策との整合性を踏まえて、この施策をどのように位置づけていくのか、お示しいたきたい。

また、今後も拡充を検討していくのか、あるいは今回の施策がこの限定的であるのかなど、今後の方向性をお聞かせください。

と同時に、現在まで進めてきた放課後子供育成事業との役割分担、それから、料金の公平性の担保についてはどのように考えているのかお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 私立幼稚園・認定こども園における放課後児童健全育成事業につきましては、現行の小学校敷地内での実施を原則としながらも、今後、入室できない児童の対応を要する育成室に関

し、入室児童数が減少する場合に実施するものでございます。

今後の入室希望児童数の増加への対応につきましては、将来にわたって持続可能な事業とするため、これまでの実施手法にこだわらず、今回提案の同育成事業などを含め、様々な手法の検討が必要と考えております。

なお、民設民営による放課後児童健全育成事業を実施する場合は、本市の留守家庭児童育成室の開室時間内の使用料に合わせてもらうなど、利用者が利用しやすいような形で進めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 7番 石川議員。

（7番石川議員登壇）

○7番 石川 勝議員 放課後の子供の居場所として、吹田市独自の取組として放課後キッズスクエア事業が進められてきました。これは令和5年度に留守家庭児童育成室の待機児童、その児童数が100名を超える見込みであったということで、待機児童もしくは待機が発生するだろうという育成室において、入室要件を満たした児童の居場所として暫定的に実施したものでありましたけれども、今年度については、学童保育の一斉受付の時点で入室希望者の全員の受入れを行ったということで、今年は当該事業を実施しないという状況であります。

また、その後、転入により一部で待機児童が発生しているという状況もお聞きをしております。

そこで、放課後のこの児童の居場所づくりに関連する事業の重複や利用の線引き、利用者の線引きですね、それから、財源の確保など、どういうふうにしていくのか整理する必要もあるなというふうに思っております。

そこで三つ質問したいと思いますが、放課後のキッズスクエアと、学童保育、児童館とか、そういったところのですね、役割分担をどのように明確化しているのかということと、二つ目には放課後キッズスクエア事業の成果の検証状況、それと今後の方向性はようになっていくのかということ、三つ目には今後の財源の確保をどう考えているのか、この3点について、お聞かせください。

○矢野伸一郎議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 三つの事業の役割につきまして、留守家庭児童育成室は、保護者が就労等で家庭において必要な保育を受けることが困難である児童の健全育成を行うもの、放課後キッズスクエアは、留守家庭児童育成室に入室できなかった児童等を対象に、学校内に居場所を設けたもの、児童会館は未就学児を含めた幅広い年齢の子供を対象に、健全な遊びを通して健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に行っているものでございます。

次に、放課後キッズスクエアの成果につきましては、過去2年間に毎年100名を超える受入れを行ったことから、育成室の待機児童対策として一定効果があつたものと考えておりますが、一方で、授業時間の都合上、4年生に限定されることが課題であり、今後の実施につきましては未定でございます。

今後の財源確保につきましては、特に留守家庭児童育成室の入室児童数が大幅に増加した影響を受け、施設確保事業も含めて、5年前と比べ、総事業費が1.5倍に増えているため、効果的、効率的な事業実施に努めながら、国に対して補助金の増額を求めているところでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 7番 石川議員。

（7番石川議員登壇）

○7番 石川 勝議員 放課後の子供の居場所についてはですね、これまでいろいろと検討を深めてきているところでありますけれども、現時点でも、もちろん先ほどありました縦割り制度の中で非効率になっている部分というのもあると思いますし、施設や政策の複合化を意識しながら進めていかなければならないなというところも感じたりしております。

こうした動きもですね、行政の皆さんとも力を合わせながら、我々、議員団といたしましても、また、いろんなところで国のほうにも働きかけをしていきたいというふうに思っております。

次に、市民の命を守り、生活を支援する仕組みについて提案をいたします。

デジ町っていう仕組みがありまして、防災LINEっていうのと町内会LINEという現行施策と

の連携できる、そういうものがありますので提案します。

今年のですね、2月議会におきまして地域コミュニティアプリ、ピアッツアの普及に関する予算が可決されました。その際にも質問で申し上げましたけれども、地域コミュニティアプリというのは全国に多数存在するものの、成功事例をほとんど耳にしたことありません。

そこで、改めて本市におけるピアッツアの現在の利用状況と成果について伺いたいします。はい、まず、それをお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 市民部長。

○大山達也市民部長 地域コミュニティアプリ、ピアッツアにつきましては、本年9月吹田市から吹田市エリアの使用が可能となっており、9月4日現在の利用状況になりますが、登録者が76人、自治会グループ登録は3団体となっております。

なお、本年9月1日から利用を開始したため、成果につきましては、まだ把握できておりません。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 7番 石川議員。

（7番石川議員登壇）

○7番 石川 勝議員 予算をかけて広告、PRしてですね、サービスが開始された案でありますけれども、まだ利用者登録76人ということで、この中に私も入ってるんですけども、ほぼ関係者だけという登録のなってるんじゃないかなというふうに印象を持ちました。

2月議会でも指摘しましたとおり、アプリを新たにダウンロードして個人情報を登録するっていうその手続そのものが普及の壁になっていると考えています。

そこで多くの、既に多くの市民が利用しているLINEを活用したシステムを紹介したいと思います。

このシステムについては全国のですね、同志政治家たちとも一緒に研究を重ねてまいりましたし、これまでも本市の担当者の方にも情報提供してまいりました。冒頭に申し上げ申し上げましたデジ町という名称がつけられておりまして、大きく二つのことができます。

一つ目は、デジ町のその防災LINEというやつです。日常的に使い慣れたLINE上で、緊急時にも迅速かつ直感的な操作が可能になるという仕組みでありまして、主な機能は三つです。

一つ目が、避難所の場所のですね、検索機能があります。現在地から半径3メートル以内の避難場所を災害の種別ごとに表示して、地図アプリと連動して、避難経路の確認ができる。

二つ目には安否発信の機能がついている。安否メッセージと現在情報を一括送信して、複数人の人へ発信することも可能です。

三つ目には防犯ネット機能というのがありまして、家族や地域コミュニティと現在地やメッセージを共有できるという仕組みがあります。

それから、もう一つ、デジ町の町内会LINEっていうのがあります。これは自治会とか町内会の活動を支援する機能があります。

その一つ目には、デジタル回覧板というのがありまして、匿名で閲覧とかできまして、情報、自治会内の情報が共有できることがあります。プライバシーのほうもしっかりとされている。

二つ目には、自治会内のその行事や予定を住民の皆さんとか役員の皆さんが管理したり見たりできる、そういった機能がある。

それから、PayPayとかと連動して、会費とか寄附金とかを非対面の状況でも集金できるというような機能があります。また、自治会のルールについても、常に確認ができ、新しい自治会参加者にも一々説明しなくてもみんなで確認できるように、そういったような自治会内などを支援する機能があります。

以上のように、このデジ町LINEには多彩な機能がありまして、なおかつ、本市が取り組んでいる情報配信システムとの連動とも、連動が可能です。この仕組みを活用することで冒頭にお伺いいたしましたピアッツアの仕組みを補完、拡大していくこともできるのではないかなというふうに考えておりますし、現在では横浜市とか東京都において、このデジ町が活用されていると聞いてます。また、関西圏の複数の自治体でも今導入検討が始まっているという

ふうに聞いております。

本市におきまして、これまで情報提供した経緯も踏まえましてですね、ぜひ積極的に検討を進めていただきたいなというふうに提案いたします。

そこで、また防災の観点、そして、今自治会支援の観点、双方から担当理事者の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○矢野伸一郎議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 まずは危機管理担当より御答弁申し上げます。

被災地では、発災直後から被災された方が生活支援などに係る情報を取得する手段として、日常的に使い慣れたアプリが多く活用されております。

本市においても、現在、LINEを活用した防災メニューの提供を行っているところでございますが、いざというとき効果的に活用いただけるよう、御紹介いただきましたツールも参考にしながら、機能面や操作性などの充実に努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 市民部長。

○大山達也市民部長 続きまして、市民部から御答弁申し上げます。

ピアッツァにつきましては、令和6年度（2024年度）に他の自治体で導入されている主なアプリの中で、機能面やコスト面から総合的に比較し、地域コミュニティアプリ活用のきっかけとするために、今年度紹介させていただいたものでございます。

現在、地域コミュニティアプリは複数存在しておりますが、まずは当該アプリを使用いただき、成果等について検証してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 7番 石川議員。

（7番石川議員登壇）

○7番 石川 勝議員 危機管理の担当から御答弁ありましたように、デジ町っていうのを活用すれば、現在のLINEを活用した防災メニューがですね、さらに充実したものになると思います。

また、ピアッツァの仕組みを広げる方法としても、このデジ町、使えるなと思っております。

この今あるコミュニティアプリにはない充実した自治会支援の仕組みがありますので、ぜひとも検討を進めていただきますように要望しておきます。

最後にですね、公共施設内における携帯電話の電波受信状況についてお伺いします。

市民生活の多くをスマートフォンに依存している現在、庁舎や公共施設で、携帯電話の電波が不安定だと、手続の停滞とか、キャッシュレス決済の中断、そして、災害時の通信不全に直結するというふうに思います。

本市でも、フリーWi-Fiの整備が進んでいますが、携帯電話の屋内電波状況を全庁的に調査したり、公表したり仕組みはありません。

一方、国はですね、2025年度末までに庁舎の5Gガバレッジを確保する方針を示していきまして、東京都でも庁舎の電波状況を測定して公開する取組が行われています。

そこで数点お伺いいたします。本庁舎や図書館、公民館など市民利用の多い施設で、各キャリアの電波の受信品質について実測しているのか、または公表しているのかお答えください。もし、未実施であれば、まず、本庁舎のこの災害、本庁舎とかですね、災害拠点あるいは窓口機能のある施設を対象にモデル調査を行って、その結果を基に、キャリアへですね、屋内レピータとか小型基地局の設置を要請すべきだと考えますが、見解をお伺いいたします。

○矢野伸一郎議長 総務部長。

○山下栄治総務部長 まずは総務部からお答えいたします。

本庁舎におきまして、市民から携帯電話の電波が弱いとの指摘をいただいた箇所につきましては、職員で調査を実施しており、電波が弱い箇所があることを把握はしておりますが、庁舎全体の受診状況の実測、公表はしておりません。

今後、電波の弱い箇所については、通信事業者に対し、装置の設置など、電波受信状況の改善について要望してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 続きまして、地域教育部か

らも答弁申し上げます。

図書館、公民館においても、電波状況の測定や公表は実施しておりません。

なお、山田分室を除く各図書館、各地区公民館には、来館者が通常利用できるWi-Fiを整備しており、災害時の通信不全でも使用できるようにしております。

現在、利用者の方からは、電波受信状況が悪い等のお声はいただいておりますが、必要に応じて基地局の設置の要請について検討いたします。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 7番 石川議員。

（7番石川議員登壇）

○7番 石川 勝議員 本庁舎1階のマイナンバーの窓口付近の電波状況が悪いと思います。現状、把握しておられますでしょうか。また、早期に改善するよう要望しますが、見解を求めます。

○矢野伸一郎議長 総務部長。

○山下栄治総務部長 本庁舎1階のマイナンバー窓口付近につきましては、職員による調査によって、一部の通信事業者の電波受信状況が弱いことを把握しております。

今後、通信事業者に対して、当該箇所における電波受信状況の改善について、早期に要望してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 7番 石川議員。

（7番石川議員登壇）

○7番 石川 勝議員 今早期に対応していくということで、ありがとうございます。また、改善結果についても報告してください。

新築やですね、大規模改修時に、携帯の屋内電波の基準というのを設計要件に盛り込んで、竣工検査で実測確認を義務づける方法はどうでしょうか。そうすれば、結論として測って公表して改善するというサイクルを早急に回すことができると思います。まずは本庁舎をモデルに、年度内に測定とか改善を進めて、その後、市内公共施設全体に広げる計画を示されるよう提案して、見解を求めます。

○矢野伸一郎議長 公共施設整備担当理事。

○伊藤 登理事（公共施設整備担当） まずは公共施設整備担当より御答弁申し上げます。

電波状況の改善については、各携帯電話会社において、実際の建物内の電波状況を確認した上で、改善方法を決定することから、工事完成後の対応となります。

なお、建物内の電波状況の改善が必要な場合は、各携帯電話会社に電波状況を改善するための対策を行うよう、各建物の所管部署にて対応するものとしております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 総務部長。

○山下栄治総務部長 続きまして、総務総務部からもお答えいたします。

本庁舎につきましては今後も必要に応じて職員が調査を行い、通信事業者に対して、電波受信状況の改善について要望を行ってまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 7番 石川議員。

（7番石川議員登壇）

○7番 石川 勝議員 以上で終わります。ありがとうございました。

○矢野伸一郎議長 議事の都合上、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時49分 休憩）



（午後1時 再開）

○村口久美子副議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き代表質問を受けます。10番 玉井議員。

（10番玉井議員登壇）

○10番 玉井美樹子議員 日本共産党の玉井美樹子です。会派を代表して質問をします。よろしくお願いします。

初めに、戦後80年、治安維持法100年、吹田市の取組などに関わってお聞きをします。

今年は戦後80年です。吹田市でも平和の取組として、市役所のロビーの展示、メシアターの展示、平和祈念資料館の取組が行われています。

平和祈念資料館では、きけわだつみの声の展示、

佐井寺出身の方の展示をはじめ、一つ一つ読み、引き込まれる展示でした。

見学をした子供たちも、戦争をなくすためにはということに対し、けんかをしないように、いつも楽しく過ごすことを書いていて、努力をされています。吹チューブも吹田市の戦争の跡を紹介。高浜神社の前の道路が建物疎開の跡であることが紹介をされていました。

建物疎開による疎開道路は、商店街のほうにもつながっていることや、吹田駅の駅前の駅舎の柱が当時の木製のまま残っていること、爆撃があったとされる場所が駅前にあること、吹田操車場が軍事物資輸送の拠点となり、交通路として使われていたことや、防空ごうが残っているお寺、金属回収令で一旦拋出をした梵鐘。全国で80%以上が失われたのに、戦後、元のお寺に戻ってきたことなど、吹田市にはもっと戦争の跡、そして記録があります。

今年の様々な取組を深掘りをして保存し、記録に残していったらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○村口久美子副議長 市民部長。

○大山達也市民部長 本年度の様々な取組に関しましては、今後集約を行い、戦後80年事業の取組として、市ホームページで公開する形で残してまいりたいと考えております。

なお、今回吹チューブで取り上げていない戦争の記録につきましては、実態調査を含め、保存の在り方を検討してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 10番 玉井議員。

(10番玉井議員登壇)

○10番 玉井美樹子議員 戦前、天皇政治の下で、主権在民を主張し、侵略戦争に反対をしたために治安維持法で弾圧され、多くの国民が犠牲となりました。治安維持法が制定をされた1925年から廃止されるまでの20年間で、強制的に連行し、拘束をされた人は数十万人、検挙者は6万8,274人、拷問による虐殺93人、獄死128人をはじめ、弾圧が原因で命を落とした人は500人を超えました。

日常的な監視、予防拘束、拘禁など、人権をじゅ

うりんし、凶暴な弾圧が荒れ狂いました。植民地としていた朝鮮や台湾、満州国にも治安維持法が発動され、死刑執行など多くの弾圧犠牲者を出しました。無数の人を弾圧し、自由を奪った希代の悪法、治安維持法です。

戦後、当然この法律は廃止をされました。しかし、治安維持法で弾圧をされた犠牲者に対しては、将来に向かってその刑の言渡しを受けなかったものとみなすとされただけで、何の謝罪も損害補償もされていません。この悪法と同様の法律をつくろうとする動きや、外国人が日本で日本の制度の下で過ごしていることが治安そのものを悪くしているなど、SNSなどでの発信があります。各県の知事からも、根も葉もないデマを流し、外国人を攻撃をするやり方への批判を懸念し、鈴木健太秋田県知事は、国籍とか人種とかで、十把一からげに人をこういうものだとか決めつけるのは差別だ、また、丸山達也島根県知事は、戦前の治安維持法下では共産主義者を弾圧する名目で、それがどんどん拡張した。特攻などで拷問による取調べが横行したことを考えても、悪いことのスタートは小さく始まり拡大し、外国人に対する差別を認めれば、実は外国人以外の社会的弱者に対する排除とか差別を許すものにつながりかねないと警告をしました。

今年7月24日、全国知事会の青森宣言は、争いよりも対話、異なる意見を尊重し、困難なときこそ温かい心で、困難なときこそ誰一人置き去りにしないと、排他主義、排外主義を否定し、多文化共生を目指す始まり、事実に基づかない情報がSNSなどで広まっていることから、民主政治を脅かす不確かで根拠のない情報から国民を守り、国民が正しい情報に基づいて政治に参画をできるシステムを構築を求めていくと、あえて厳しくはっきりと盛り込んだ宣言が採択をされました。

人間にはファーストもセカンドもありません。全ての人にとってよい社会を築くことを目指す、差別も分断もないことを進めることです。

吹田市の第4次総合計画には、市民一人一人の人権が尊重され、誰もが対等な社会の構成員として、平和に安心して暮らせるまちと目標にあります。そ

の目標を持つ吹田市の市長として、中核市市長会でも、全国知事会のように意思表示を行うことを働きかけていただきたいと思います。排外主義について、市長のお考えをお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 市民部長。

○大山達也市民部長 まずは担当より御答弁申し上げます。

中核市市長会には常設の部会がなく、分野別の課題に応じてプロジェクト単位で活動することで、実効性の高い政策提言や情報共有を図っているところ です。

現時点では人権に関するプロジェクトは設定されておりませんが、人権尊重社会の実現は、各市共通の願いであり、様々な機会を捉えて連携に努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 人の命に、また、民族、国家、国民、文化などにファースト、セカンドと順位づけを行う社会を私は望みません。

この意識は排他的な考え、差別、そして、これまでも紛争のバックグラウンドとなってきました。その反省から、平和を希求する民主国家の道を歩んできたのが、私が愛するこの日本です。

今、この理念を正面から否定する動きが特にネット上で攻撃性を増していることを懸念しております。全国の首長が集まり、議論をする場がありますが、そのほとんどの皆さんが同じ感覚でおられることを感じます。

今後とも連携して、民主的な地方自治をお守りをしてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 10番 玉井議員。

（10番玉井議員登壇）

○10番 玉井美樹子議員 ぜひ、その思いで中核市市長会などの発信を期待したいというふうに思います。

パートナーシップ宣誓制度がスタートし、2年です。実施をされているのにアピールが少ないと感じます。レインボーフラッグは小さく、どこにあるか

分らないです。また、啓発などを含めた取組も弱いのではないのでしょうか。

各自治体では様々な取組が行われています。民間の団体と自治体が協力をし、「わたしたちだっていいふうになりたい展」というのがあります。この展示を取り組んでいる団体は、依頼があれば、自治体と協力をして取組を進めています。アピールには非常に分かりやすい展示となっています。

このような取組を積極的に行い、パートナーシップ宣誓証明を受けた二人と、その子や親などを家族として宣誓の対象とする、多様な家族の在り方を尊重するファミリーシップ制度に拡充させていくことにつなげてはどうでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

○村口久美子副議長 市民部長。

○大山達也市民部長 まずは担当より御答弁申し上げます。

本市では、人権を尊重する社会の構築を目指した取組の一つとして、ファミリーシップ制度の導入に向けて、国や他の自治体の動向を注視しています。引き続き、パートナーシップ制度の宣誓を行われた方々をはじめ、関係する皆様からの御意見をお伺いしながら検討してまいります。

あわせて御提案の展示につきましても、前向きに対応を進めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 ただいま担当から御答弁をいたしましたとおり、多様な市民それぞれの人権を尊重する社会の構築に努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 10番 玉井議員。

（10番玉井議員登壇）

○10番 玉井美樹子議員 ぜひ、この制度には取り組んでいただきたいというふうに思います。少し一つ一つ飛ばしてしまったので、一つ戻らせていただきます。

先ほど紹介をした治安維持法、吹田にも治安維持法による弾圧を受けた方がおられます。その家族の

方もおられますし、その家族の方が残されている資料や記録が残っています。吹田市議会の先輩の中にも弾圧を受けた方もおられます。差別のない誰もが自由になれる社会をと願った人たちの思いを次につなげるために、事実に基づいた記録や資料、博物館や平和記念資料館などで市として保存するなどを考えていただきたいですが、いかがでしょうか。

○矢野伸一郎議長 市民部長。

○大山達也市民部長 まず市民部より御答弁申し上げます。

平和祈念資料館では、戦争と平和に関する資料等の寄贈を受け付けております。御質問の資料等につきましては、現物を確認させていただいた上で、施設の設置目的に沿う場合は寄贈を受け、展示等に活用してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 続きまして、地域教育部からも答弁申し上げます。

博物館の主な設置目的の一つとして、吹田市で起きた歴史的事実に関連する資料の収集、保管につきましても該当いたしますので、議員御質問の資料であれば、収集などの対象に当たるものと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 10番 玉井議員。

（10番玉井議員登壇）

○10番 玉井美樹子議員 物価高騰から市民の暮らしを守るためについて御質問します。

物価高騰は収まらず、6月1,932品目、7月2,105品目、8月1,010品目、9月1,422品目、10月には3,000品目を超えると言われていて、2025年は値上げのラッシュが本格をした2022年と同水準です。コロナの流行が始まった2020年からは国と府、そして市の給付金がありましたが、物価高騰に対するものは全くなく、厳しい状況でも商売を続けておられます。その事業者含め全ての市民が対象となる水道料金の基本料金の減免について、物価高騰の対策として行うことを求めますが、市の見解を求めます。

○村口久美子副議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 物価動向を受けての今年度の対応といたしましては、当初予算におきまして、小・中学校給食費の支援、福祉施設への応援金を計上いたしております。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用するとともに、一般財源も投じて実施をするものでございます。

お尋ねの水道基本料金の一律的な減免につきましては、水道事業の独立採算制確保の観点からも検討をいたしておりません。

以上でございます。

○村口久美子副議長 10番 玉井議員。

（10番玉井議員登壇）

○10番 玉井美樹子議員 もう冷たいとしか言いようがありません。事務費もかかりませんし、公平にできるのに、検討ぐらいはしていただきたいというふうに思います。

2025年2月、2026年4月から小学校の給食費を無償化し、その後、速やかに中学校給食無償化も進めるということを、与党と一部の野党で合意をしたと報道がありました。小学校のあと半年間、10月からの給食費について無償化を続けることを求めますが、いかがでしょうか。

また、物価高騰による内容の変更など影響はあるのでしょうか。吹田市の特徴でもあるセレクトデザートをやめたとかでしょうか。お答えください。

○村口久美子副議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 本市における令和7年度（2025年度）の小学校給食費無償化につきましては、国による全国的な財政措置として、重点支援地方交付金が追加されたことから、本市に配分される交付金の額を踏まえて、4月から9月までの半年間実施したものでございます。10月以降につきましては、同交付金の活用を見込み、引き続き食材費の値上がり分の公費補助を行ってまいります。

また、物価高騰により、セレクトデザートの提供を一時的に見合わせるとともに、行事食の内容の見直しや、価格が安定した食材を使用した献立内容に変更するなどの工夫を行い、給食を提供いたしました。

2学期以降は、食材費の値上がり分の公費補助額

を増額し、令和6年度と同水準の献立内容を提供しているところでございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 10番 玉井議員。

（10番玉井議員登壇）

○10番 玉井美樹子議員 2学期からは元には戻っていますが、それだけ影響が出ているということだというふうに思います。

この夏、新しく変異をしたコロナがお盆以降に大阪で最大の感染者数となりました。集団生活など感染リスクが高い福祉施設でも感染が増えたと報告があります。コロナの検査キットをはじめ、衛生用品全てが値上がりをしています。一度切りの応援金では応援にはなり切れませんし、福祉施設は国の制度に基づく介護報酬などを収入源で、長引く物価高に柔軟に対応するということが困難です。

また、子供食堂や高齢者サロンなど市の全ての補助事業について、物価高騰への対応が必要ではないでしょうか。

○村口久美子副議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 物価動向を含む社会情勢を踏まえた各種補助事業の補助内容の見直しといたしましては、従来より補助額の増減を含めた検討を各所管部局によって適宜行っており、必要性や緊急性に応じて個別に予算措置を判断いたしております。

今般の物価上昇を受けての一律的な対応につきましては、検討をいたしておりません。

以上でございます。

○村口久美子副議長 10番 玉井議員。

（10番玉井議員登壇）

○10番 玉井美樹子議員 大東市では水道の基本料金の半額を2か月延長して、6か月間半額にする。そして泉南市も水道基本料金の半額、堺市では福祉施設や医療施設のところで食事を提供しているところで食事や光熱水費の補助、そして、杉並区は福祉施設で食材費や光熱費の助成で、どこの自治体も状況に応じて国の交付金を使うことや、独自の予算を組んで支えるための対策をしています。どこの市も今回の議会で提案がされています。

今回の補正予算に、そのようなものが吹田市には

ありません。市長は本当にこれでいいんでしょうか。市長の答弁を求めます。

○村口久美子副議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 まずは担当から御答弁申し上げます。

本市で今年度実施しております小・中学校給食費の支援、福祉施設に対する応援金につきましては、国からの交付金のみならず、一般財源も投じて実施をしており、現時点ではさらなる取組に係る予算案を提案するには至っておりません。

今後、国から新たな対策や財源が示された場合は、必要に応じて迅速な対応を図ってまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 ただいま物価高騰対策につきましては、の概況につきましては、部長が答弁したとおり、本市として精いっぱいやっております。

基礎自治体として何をするか、それをどこまで実施するかというのは、それぞれ置かれた環境によって違いますので、各自治体の判断となります。将来、市民が受けるべき福祉やサービスを削ることで、当面その対応を行うことは極めて慎重でなければなりません。本市としてはそのような方針はありません。

基礎自治体の財政出動は、将来の市民生活に対しても直接、間接にプラス・マイナス双方の影響を及ぼします。物価高騰の影響を強く受けている市民の声もお聞きをしながら、責任を持って適切に行政判断を行ってまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 10番 玉井議員。

（10番玉井議員登壇）

○10番 玉井美樹子議員 何かを削ってやってくれとも言ってませんし、ただ、姿勢としてね、国がやらないとやらないというふうにはしか見えませんし、市の事業で補助事業になっているところも物価高騰は対応しろというようなやり方は本当に優しくないし、冷たいなというふうに思います。何のための市なのかというふうに思います。そういったことは改めていただきたいということを申し上げておきます。

留守家庭児童育成室についてお聞きをします。

民設民営による学童保育を開設をする予算が提案をされています。学童の利用児童数が増えていって認定こども園の運営をしているので、子供の受入れの事業経験もあり、受入先が増えるということは悪くはないというふうに思いますが、どんな経緯で、いつ、どこで方針を決めたんでしょうか。

○村口久美子副議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 本事業の経過につきましては、留守家庭児童育成室の入室希望児童数が大幅に増加することが見込まれていたことから、昨年度に私立幼稚園連合会を通じて、放課後児童健全育成事業の実施のお願いをしていたものでございます。

方針につきましては、吹田市こども計画において、様々な手法の検討を行うこととしており、今年度に入り、事業者から実施の意向を示されたため、6月中旬に施設の確認を行い、その後、関係部局とも協議を行いながら、事業の実施が可能と判断したため、実施計画を策定したものでございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 10番 玉井議員。

(10番玉井議員登壇)

○10番 玉井美樹子議員 通常なら、保育料の設定や開室時間、市と同じ条件で事業を行う場合、指導員不足を解消するとして行ってきた民間委託も公募をして事業者を決めていくというのがこれまでのやり方です。

今後、ほかの校区でも同じ状況の場合は吹田市全体で同じやり方をしていくということでしょうか。

○村口久美子副議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 本事業につきましては、学校の教育や、失礼いたしました、学校の教室や人材が不足する中、私立幼稚園・認定こども園に担ってもらうことによって、留守家庭児童育成室の児童数増加への対応を進めるものであり、引き続き、各育成室の状況などを踏まえ、本事業を含めた様々な手法の検討を行い、対応を進めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 10番 玉井議員。

(10番玉井議員登壇)

○10番 玉井美樹子議員 様々な手法の検討はこれまでも行われてきたというふうに思います。今回は公募はないと、今後は分からないということだという御答弁だったと思うんですが、続きは委員会での議論に委ねたいというふうに思います。

発達支援保育についてお聞きをします。

発達支援保育は、障がいを持っていたり、発達に課題があったり、子供が保育園やこども園で支援を受けながら集団生活を経験し、安心して育つため、保護者の就労を条件とせず、子供の育ちに重点を置いた吹田市独自の制度です。保育園やこども園でしたのは、日々の生活の中で生活と遊びを通して支援を行っていくというものです。

来年度以降、新規の希望について、就労していない場合は、公立幼稚園で14時までの受入れ、それ以降の時間は、児童発達支援事業所を利用してもらう、就労の場合は、保育園やこども園で要配慮適用というだけで、空きがあれば入れますが、入れたとしても要配慮適用というだけで、必ずしも加配がつくわけではなく、丁寧な支援とは言えません。これまでの発達支援保育を利用したいと考えていた家庭にとって、選択肢がなくなってしまいます。

もともと受入れを行っていた公私どもの保育園やこども園にとっても、巡回相談に制限があり、十分な相談ができないというのは不安です。2月の予算の説明では充実になると言われていましたが、充実とは言えないですが、なぜこうなるんでしょうか。

○村口久美子副議長 児童部長。

○道場久明児童部長 発達支援保育は女性の就業率の上昇に伴う保育ニーズの増加や、児童発達支援事業所の普及などにより、年々利用率は低下しております。一方で、近年の教育・保育施設においては発達に課題のある児童が増加し続けており、現在これらを踏まえ、実効性の高い支援を継続的に展開していくため、現行制度の再構築に取り組んでいるものでございます。

令和8年（2026年）4月からは、市内のどの園に所属しても、巡回相談や加配などの必要な支援が受けられるよう準備に努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 10番 玉井議員。

（10番玉井議員登壇）

○10番 玉井美樹子議員 14時という中途半端な時間は、子供たちにとって必要なお昼寝もできないので、生活リズムが整わず、発達に課題のある子供たちにとっては特に混乱します。子供たちへの必要な支援が届かないことになります。元に戻すことと併せ、充実はどうすればできるか再検討することを求めますが、いかがでしょうか。

○村口久美子副議長 児童部長。

○道場久明児童部長 教育・保育施設におきましては、全ての児童にとって集団生活、遊びの中で育ち合うことが大切であると考えており、現在、発達に支援の必要な児童については、1日の在園する全ての時間において必要となる支援を実施しております。

来年度以降につきましては、施設への相談支援体制の強化や、公立幼稚園、認定こども園の1号枠に設けた支援枠などの活用を含めまして、児童の成長、発達を促す取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 10番 玉井議員。

（10番玉井議員登壇）

○10番 玉井美樹子議員 14時から利用と想定をされている児童発達支援事業所は受入れが十分なほどありません。市はこの児童発達支援事業所と連携が取れているのでしょうか。

また、ここで療育を受けるには計画が必要です。支援計画を立ててフォローしてくれる事業所は利用したくてもほぼどこも待機と言われる状況です。結局セルフプランになり、受け入れてくれる児童発達支援の事業所が見つからなければ、支援や療育が受けられません。今のままの発達支援保育制度を守り、社会福祉士を専門職で配置をして、全体をコーディネートすることや、子供の発達と合わせて生活支援を行う人を配置をして充実をさせていくことが必要ではないでしょうか。

○村口久美子副議長 児童部長。

○道場久明児童部長 教育・保育施設と児童発達支援事業所との連携につきましては、保育所等訪問支援

を介すなどして、集団保育の状況や、事業所での個別療育の状況、発達段階や特性を踏まえた関わり方などを共有し、児童の育ちを支えております。

また近年、発達に課題のある児童が増加傾向にあり、施設運営者からは、現行制度では対象外であった児童の発達の課題や保育の手だての助言機会を増やすよう要望を受けていることから、現行制度の再構築を図ることで、市としてこれらに対応しようとしているところでございます。

今後とも市内の教育・保育施設等に対して、子供発達支援センターの専門職によるスーパーバイズ、コンサルテーション等の支援を行いながら、児童一人一人の発達を促してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 10番 玉井議員。

（10番玉井議員登壇）

○10番 玉井美樹子議員 要望があつてそのようにするというのは分かるんですけども、もともとの制度を望むという方もおられますし、予定をしていた方もおられると思います。私は元に戻すことも含めて、今の人の配置をどうすれば専門職増やすことができるか考えていただきたいというふうに思います。

こども誰でも通園制度についてお聞きをします。

保育園やこども園に通っていないゼロ歳から満3歳の子供たちの育ちを応援し、保護者の孤立した育児の中での不安を解消するため、月20時間まで利用できるとし、都道府県を超えた広域利用が可能になる。保育園や認定こども園だけでなく、子育てひろばや地域子育て支援センターなども新たに教育・保育給付の対象となります。全国どこでもアプリで空き状況を調べ、直前でも予約ができるシステムをつくるということです。

事業を行う施設は保育者の半分は無資格でよく、空き定員の活用型なら、保育士を一人増やさなくても実施することができます。受け入れた分だけ報酬が支払われる、いわゆる出来高払い制です。法律上は、乳児または幼児への遊び及び生活の場の提供で、利用する施設、月や曜日、時間を固定しない自由利用も認められます。こうした国の方針が示されているわけです。

豊中市をはじめ、先行実施が試行的に行われていますが、この国が示している出来高払いは見直しをということや、基本の人の配置について増額をと、中核市市長会からも提言が出され、先行実施の自治体からも同様の意見が出されています。

2026年4月実施としていますが、国の方針や制度が定まらないので、実施を遅らせるところもあるようです。吹田市のように待機児童がいる自治体には不向きな制度ですし、民間事業者の方は、今の定員を維持するための人材を確保することのほうが課題、余裕がないと話されています。今のままスタートさせるには無理があると思います。どのようにお考えかお聞かせください。

○村口久美子副議長 児童部長。

○道場久明児童部長 こども誰でも通園制度は、子育て家庭の多くが孤立した育児の中で不安や悩みを抱えている状況の下、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、国として取り組んでいくこととされているものでございます。

事業構築においては市内私幼稚園や私保育所の園長会等で説明と、事業実施の意向確認を行い、本市において実施が可能な場所を模索しているところでございます。

また、並行して現場の御意見をお聞きしながら、設備運営基準や利用時のルール設定など、本市に見合った制度設計の検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 10番 玉井議員。

(10番玉井議員登壇)

○10番 玉井美樹子議員 慣らし保育もなく初めての施設で、初対面の大人に預けられることが子供にどれほどのストレスを与えることになるか、実施する施設にも大きな負担だと思います。東京都中野区は基本分の独自補助月額26万6,000円、これは利用がなくても人が配置をしておけるようにするもので、また、設備や運営の基準もプラスで定めるなどを独自で設定をされています。国が始めるとしている理由、一人で子育てする人をなくすとは、目的は非常によいですが、その割にあまりにも制度の設計が貧

弱です。

そのため、市に考えてほしいこととして一つ目、一時預かり事業と併せて、公立保育園やのびのび子育てプラザで実施をし、民間事業者の実施と併せて基幹的な役割を公立が果たせるようにすること。

そして、二つ目、人見知りの時期の乳幼児を事前の面談もなく単発的に数時間預けることは、子供にとって大きなストレスとなり、保育事故が起きる危険もあるので、対面による面談は必須とする。

正規職員の配置や専用室の確保、吹田市独自の安全基準を設けること、このことによって、在園児もこども誰でも通園制度の利用もどちらも守られるように、国の制度は大卒の制度なので、市独自の安全基準や方針を示し、必要な予算と併せて示すべきではないでしょうか。

○村口久美子副議長 児童部長。

○道場久明児童部長 本事業はその特性から、本市としてもできるだけ手厚い保育体制が望ましいと考えております。

ただ、保育士確保は非常に厳しい現状の下、持続可能な体制として国基準に準拠することを基本とし、利用前の面談時の工夫や、通園初期段階での親子通園の活用など、類似する本市の保育事業も参考としてつつ検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 10番 玉井議員。

(10番玉井議員登壇)

○10番 玉井美樹子議員 国が示すものだけでは無理があるのは明らかと分かっておられるというふうに理解をしています。

市も独自で考えることは急いでほしいなと思いますし、必要な基準や予算はきちんと示していただきたいというふうに申し上げておきたいと思います。

不登校についてお伺いします。

不登校への支援の取組として、校内支援教室の設置やサポーターの配置が行われてきております。今年度、小・中合わせて20校になっています。

不登校当事者の児童とお話をさせていただく機会がありました。校内支援教室について、あそこはただの場所、もっとこんなふうにしたらいいとか聞い

てほしいというようなことを話されていました。こんな場所やったら行ってもいいかなというのを聞いてほしいということだというふうに思っていますが、こういった視点が足りないのではないのでしょうか。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 教室に入りづらさを感じている児童、生徒にとって、安全で安心できる居場所となるよう、校内教育支援教室の環境を整えることは必要不可欠であり、各校において工夫を凝らしているところでございます。

今後も児童、生徒一人一人に寄り添いながら、個々のニーズに応じた取組に努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 10番 玉井議員。

(10番玉井議員登壇)

○10番 玉井美樹子議員 子供が不登校の親同士が悩みを語り合い、支え合うことは、子供への理解を深める上でとても大切です。公的な相談窓口を充実させることや、保護者同士の交流の場をつくる、教育委員会や学校が支援する仕組みをつくる必要があるのではないのでしょうか。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 昨年度より、教育相談体制を充実させるため、出張教育相談を年間30回に増やし、不登校をはじめとする保護者相談の窓口を拡充いたしました。

また、本年度は市PTA協議会と共催で、保護者同士のつながりづくりや、不登校に関する情報提供を目的とした不登校フォーラムを開催いたしました。引き続き関係機関と連携し、重層的な保護者支援を進めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 10番 玉井議員。

(10番玉井議員登壇)

○10番 玉井美樹子議員 保護者同士をつなぐ場として共催で1回目が開催されたということですが、次はどうするのかということや、決して保護者同士だけのつながりでなくて、教育委員会も一緒に考えていくという姿勢が私は必要なんじゃないかなと思いますので、その辺りも考えていただきたいと

いうふうに思います。

南千里の駅前のDRCにある教育センターに教育支援教室がありますが、子供たちにとって選択肢を増やすためにも、現在はあの場所としては北部方面ですが、より通いやすい場所に教育支援教室をつくることや、不登校特例校の設置など多様な学びの場の設置を充実させていくことが必要なのではないでしょうか。お答えください。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 本年度より市内の児童会館、児童センターと連携し、まずは外出を目標とする児童、生徒がいつでも利用できる居場所づくりを進めており、同館同センターへのあるくの森のスタッフによる訪問や、ICT機器の活用により、多様な学びの場としてさらに豊かなものとなるよう、取組の充実を図っているところです。

引き続き、市内公共施設の連携により、市内全域での多様な居場所づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 10番 玉井議員。

(10番玉井議員登壇)

○10番 玉井美樹子議員 児童センターなんかでの受入れも含めて、研修なんかも御一緒されてるとするのはお聞きをしていますが、子供たちが外出機会と多様な学びの場を保障するという視点は忘れずに取組を続けていただきたいというふうに思います。

中学校給食の給食センターについて伺いをします。

給食センターの設置について、摂津の市議会で再検討を求める決議が上がり、地元などへの説明が行われたと報告がありました。決議や要望について住民の皆さんへの回答をされたということで、その回答が私たちの下にも配られました。そこから幾つか伺いたいと思います。

単なる給食センターではないというのはどういうことでしょうか。

○村口久美子副議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 食の実装機能として、中学校給食の調理機能を有する第2アライアンス棟（第I期）は、異分野連携や他機関との共創等により創

出されるオープンイノベーションの実現に資する施設として、国立循環器病研究センターや医薬基盤健康栄養研究所等と連携し、食と健康コンセプトして、健康寿命の延伸において重要な食に関する研究開発や社会実装の推進を目指す施設でございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 10番 玉井議員。

（10番玉井議員登壇）

○10番 玉井美樹子議員 懸念されていることについて必要な対応をしていくということや、食と健康に関する研究を地域の住民にとっても寄与するようにと回答をされていました。それなら、もっと早く説明や対応していれば、このような事態にならなかったのではないのでしょうか。

○村口久美子副議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 本市は、第2アライアンス棟（第1期）の整備に向けた周辺住民向けの説明会を、公募開始前の本年3月に2回開催しており、その中でも、住民の皆様が懸念する生活環境面で必要な対応をしていくことや、幅広い世代の生活習慣病予防の基礎づくりにつながる取組として、第2アライアンス棟での取組が地域住民に寄与するものであることについて御説明をさせていただいています。

以上でございます。

○村口久美子副議長 10番 玉井議員。

（10番玉井議員登壇）

○10番 玉井美樹子議員 3月までは2回開催した、だけど、その次は8月だった。だから、丁寧に説明をしてほしいと摂津市民の皆さんにも言われていると思うのは私だけではないと思います。一度は一緒にと言っていて、コンセプトの違いでできなくなりました。摂津市は給食センターの設置を予定していたようですが、見送りとしているようです。

いろいろ手法はあるとしても、全員が食べれるようにする、この給食を早くスタートするにはどうするのかというのを一番に考えるべきではないでしょうか。全員が食べる中学校給食は市長の公約です。実現のために市長が丁寧に向き合うことが、物事をスムーズに進めるのではないのでしょうか。市長の答弁を求めます。

○村口久美子副議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 まずは担当より御答弁申し上げます。

教育委員会といたしましては、長年の課題である中学校の全員給食の早期実現に向けて準備を進めてきたものであり、目標としている令和10年度（2028年度）中の開始を目指し、摂津市や近隣住民に丁寧な説明を行い、理解を得られるよう努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 ただいま担当から様々に御答弁させていただきます。それと、重なるところがございますが、本市が目指しているのは、一般的に考えられる、いわゆる給食施設、給食センターではございません。言わば給食、違います、食育研究施設であり、本市として誤解を招くような給食センターという言い方はしておりません。

摂津市、本市で国循と連携をして、食育研究の実践施設をといる当初、三者で思いを共有した方向性が十分に理解されることなく今の形になってしまったことについては、本市の説明方法について反省する点もございますが、自治体それぞれに事情があるだけに、残念ですが、これはやむを得ないことだと理解をしております。

引き続き、子供たちの成長に直結する食育研究を実践できる新しい施設として整備を進め、望ましい姿の中学校給食を実現をしてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 10番 玉井議員。

（10番玉井議員登壇）

○10番 玉井美樹子議員 今、市長がいろいろ説明されたんですけどね。そういうちょっとややこしいこと言うから、丁寧にないって言われるし、向き合うて話しましょう言うて相手は言うてるわけね、市長自身が丁寧にやっぱり向き合うという姿勢が私は足りてないんじゃないかなと思いますし、それは吹田の政策の中にもいろいろこれまでもありましたよね。子供の手紙を読んでへんとかね。だから、そう

いったことで市長がやっぱり向き合い続けることが一番求められてるんじゃないかなというふうに思いますので、その辺りは丁寧に向かって、子供たちが、そして、保護者の方も、みんなが食べる給食ということでは、市長の公約でもあるわけですから、しっかりと対応をしていただきたいと求めているというふうに思います。

次に、福祉施策についてお聞きをします。熱中症対策などについてお聞きします。

熱中症による救急搬送は、今年の9月1日現在で246件253人、過去最高であった昨年と同水準で推移をしているということです。

今年7月に80代と90代の高齢者の世帯の方が熱中症疑いでお亡くなりになりました。そのおうちにはエアコンがありませんでした。設置となるとそのときの費用だけでなく、設置をした後の電気代、こういったことも含めて設置を見送っていたのではないかなというふうに思われます。

高齢になると、体温調節機能の低下、暑さや喉の渇きの感覚の鈍化、体内の水分が減少します。暑さを感じにくく、そのことも大丈夫と思わせていたのかもしれない。体内の熱をうまく放出できず、体温が上がり、知らないうちに脱水症状に陥りやすいため、周囲の注意と対策が必要です。

今回のケースも、ケアマネジャーさんをはじめ、地域の方なども声かけはされていたものということでした。地域にある公共施設を積極的に開放していくことと併せて、低所得の高齢者の家庭にエアコン設置の補助制度を創設し、命を守るという取組が必要ではないでしょうか。お答えください。

○村口久美子副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 生活困窮世帯からの相談に応じ、生活福祉資金貸付の紹介や利用手続の支援をしているほか、生活保護制度においても一定の場合には設置費用を支給しております。現時点で補助制度を創設する考えはございませんが、引き続き、関係部局と連携し、熱中症予防の働きかけに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 10番 玉井議員。

（10番玉井議員登壇）

○10番 玉井美樹子議員 働きかけをしていくということは分かるんですけども、これだけ暑さの中ですから、命を守ることになります。そういったことをきちんと考える対策を取り組むべきということを検討していただくように求めています。

補聴器購入助成制度について伺います。聞こえにくさを感じていませんか、聞こえの重要性を公開し、補聴器を使うことによる認知症の予防効果、クオリティオブライフ改善についてと厚生労働省が発信をしています。

聞こえにくくなると生活にどのような影響が出るのか、コミュニケーションが円滑にいかなくなると、自分の気持ちをうまく伝えられないなどストレスを感じることもある。自信をなくしたり、社会的に孤立し、鬱状態に陥るなど社会生活に悪影響を及ぼす可能性もある。危険を察知する能力が低下し、例えば車が近づいてきても気がつかないなど交通事故などのリスクが高くなるなどです。

最近では難聴により認知症の発症リスクが高くなるということが報告をされています。健康のためにウォーキングをしていたら、すぐ後ろまで車が来てて危なかったと聞き、危ないことや、みんなが何を話しているのかよう分からなかったけど、取りあえず笑ったと、笑ってごまかすということがあるそうです。

聞こえにくさは本人や周りの人、家族にとっても生活の大きな支障となります。命の危険にもつながります。

また、補聴器を使うことで、脳の機能が回復すること、耳鼻科の先生も、補聴器の使い始めは雑音も入ってきてうるさく感じるけれども、使い続けることが大事というふうに言われています。

私たちの脳は雑音と聞きたい音を無意識により分けていて、聞きたい音がちゃんと聞こえるようになっているが、耳が遠くなって時間がたつとその能力が低下をする。そうってから補聴器をつけると、いろんな音が入ってくるので、うるさく感じるが、数か月使っていると、脳の音をより分ける能力が復活をしてきて、ちゃんと聞こえるようになるという

ことだそうです。

補聴器を使うことで、聞こえ方を補助することは、加齢性難聴の方の生活を改善する上で非常に有効な手段だと考えます。全国471の自治体で、大阪府内では19の自治体で取り組まれています。いつも国に要望するだけでなく、独自で支える仕組みについて、早急な検討が必要であると思いますが、いかがでしょうか。

○村口久美子副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 加齢性難聴につきましては、居住地域によって格差のない補償機購入費用への補助制度を創設するよう、国や府に要望しております。

本市としましては加齢性難聴の早期受診の必要性や、補聴器を適切に使用することについての啓発を継続するとともに、先行して取組を開始している市町村の実施状況等について注視してまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 10番 玉井議員。

（10番玉井議員登壇）

○10番 玉井美樹子議員 注視をされているということですけども、こうして府内も増えてきていますし、スタートするときとかそういったときについて前向きに検討していただくように求めているというふうに思います。

手話言語条例に関わってお聞きをします。

親指と人差し指で輪を作ると日本ではお金という意味になります。アメリカではオーケーです。フランスではゼロということになります。

同じジェスチャーでも意味が変わるように、手話も国ごとです。聞こえない人たちが国を超えて意思疎通するのが国際手話です。国際手話が公用語の国際スポーツ大会のデフリンピックが11月に東京で開催されます。関係者の30年来の悲願が実った初の日本での開催です。

1924年のパリ大会に始まり、4年に一度開かれました。70から80か国の地域、約3,000人の選手が集います。陸上や競泳のスタートはランプの光で、サッカーは主審も旗を持ち、選手が目で見分ける工夫がされています。そして、選手の多くが働きながら、遠征費も自己負担です。パラリンピアンが受

けれる支援もデフアスリートにはありません。パラリンピックの認知度が93%、デフリンピックが15%です。子供たちに、聞こえなくても人生は明るいよと表現をしたい、交流を通じ世界が広がる場に、ろう者の理解が広がってほしい、聞こえる人と聞こえない人の距離を縮める役割も担っています。吹田の事業所にもオリエンテーリングの種目で参加をする代表選手がいます。

間もなく9月23日、手話言語の日です。太陽の塔のライトアップなど取組があります。

市の職員の皆さんも、手話で挨拶ができるようになろうとバッジをつけて、実際に挨拶をされていて、努力をされていて、私はいいなというふうに思っています。

吹田市としても、デフリンピックの応援になるアピールや、先日、通知のあった手話言語の日のブルーライトアップと併せてできることがあるのではないのでしょうか。

○村口久美子副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 先日通知しましたとおり、9月23日の手話言語の国際デーに合わせまして、手話が言語であることへの認知を広めるため、本年9月23日から26日まで、本庁舎西玄関、メイシアターの館名灯のブルーライトアップを実施予定でございます。

また、デフリンピックにつきましては、市のイメージキャラクターすいたんを大会の公式な応援隊メンバーとする申請を行っております。今後は大会エンブレムを身につけたり、SNSで情報発信するなど周知してまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 10番 玉井議員。

（10番玉井議員登壇）

○10番 玉井美樹子議員 いろいろなアピールの取組に合わせてもう一つお聞きをします。

急病で病院へ行ったときに、症状を伝えるために通訳者の方がいなければ筆談でとなりますが、しんどいときに筆談をすることはできません。対応ができるように、せめて市民病院に通訳の配置をと求めておられます。

手話ができる人を配置しているということですが、

手話ができると、手話通訳は違います。市民病院には手話通訳の配置や急病時に派遣ができるようにするなど市として求めていると思いますが、いかがでしょうか。

○村口久美子副議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 市立吹田市民病院に対する手話通訳者の配置に関する御要望については、市としても認識いたしておりますが、同病院からは通訳者の確保等に課題があるものとお聞きしております。

引き続き、コミュニケーションボードの活用や、手話のできる職員を受付に配置するとともに、聴覚障がいを含めた様々な障がいの特性に応じた合理的配慮に関する取組として、安心して受診いただける環境整備について、同病院と協議してまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 10番 玉井議員。

（10番玉井議員登壇）

○10番 玉井美樹子議員 私もこのコミュニケーションボードを見せていただきましたが、確かに分かりやすくはなっています。通訳者の配置だけでなく、いろいろな地域では活動しておられる方もおられますから、そういった方たちの力を借りるとか、考えられることはあるというふうに思いますので、市民病院任せにせず、御一緒に考えていただくように求めておきたいというふうに思います。

福祉人材確保についてお聞きをします。

福祉人材の確保と定着が課題と、人材が募集に大きく下回ったことを受けて、今年5月に、厚労省には社会保障推進審議会に専門委員会が設置をされました。

8月29日に3回目の会合が開催をされ、人材確保の課題について、厳しい状況を踏まえた処遇改善を求める声が相次いで出されました。報酬単価が公定価格で決まる介護事業は、事業者の努力だけでは限界があります。

ほかの産業との所得格差が拡大をし、人材確保は一層困難です。注目をされているスポットワークや単発人材の活用は、介護現場での有効な事例が少なく、業務の切り出しで専門性が損なわれる懸念があります。

実際によっては介護職員の奨学金返済支援として、一人、年間60万円支給をする、介護職員の住まいの家賃を法人が借り上げる際の費用を支援するなどを取り組まれているということのを例にして、多様な人材の確保には、他産業との賃金格差の解消など、早急な処遇改善が必要です。聞き取りを始め、ようやく国の協議が始まりました。高齢者や障がいの者の暮らしを支えるための福祉の人材を安定的に確保するというのは必須の課題です。

これまでもそのことは認識をされているというふうに思っています。国が何かをするのを待っているだけでは、事業者が力尽きてしまい、福祉が崩壊します。一步踏み込んで、保育士サポート給付金のような福祉サポート給付金の創設を求めますが、いかがでしょうか。

○村口久美子副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 福祉人材の確保につきましては、福祉業界への参入促進や人材の定着支援など、これまで様々な取組を進めているところでございます。

今年度は、高齢、障がい共に計画策定のための事業所調査において、人材確保に係る施策のニーズを把握する予定としております。

その結果も踏まえ、有効な人材確保策の検討に引き続き努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 10番 玉井議員。

（10番玉井議員登壇）

○10番 玉井美樹子議員 いつまでアンケートするんでしょうかね。実態はもうあの示されていると思うんですけど、1年半前に有効な取組を検討してしたいというふうに言われていたと思うんですけど、何で今からまだアンケートなのかなというふうに思うと、残念としか言いようがありません。

事業者が力尽きたらサービスを受けられなくて困る人たちが出るわけです。本当に、だからそういう意味では吹田市も早く取り組んでいただきたいですし、計画策定のためのアンケート増すのではなくて、本当に実態がどうなっているのか、そういった意味での対応が必要ではないかなというふうに思います。

この人材確保については、引き続きいろんな場所

で取り上げていきたいというふうに思いますので、私も一緒に考えていきたいと思いますから、よろしくをお願いします。

続いて、吹田市の人材育成方針に基づいて、仕事の積み重ねややりがいに関わってお聞きをします。

各職場で新しい事業や計画づくりがスタートしたときにいた職員が、物が完成したときや、事業を実施するときには全て異動している、そのような状況があるのではないのでしょうか。どんな仕事にも一定期間積み重ねることが必要だというふうに思いますし、やりがいも達成感も働く人にとっては大切なことだというふうに思います。あまりにも異動が早ければ、一部の人への仕事の負担が重なってしまうこともあるだろうし、積み重ねがない分、施策の充実、市民サービスの充実につながりません。部長でも1年で異動する、そのほかの職員も短期間で異動する。あまりにも早い異動が行われているのが見受けられます。

吹田市職員人材育成基本方針には、目指す職員像と果たすべき役割として、それぞれの職種、部門別に書かれており、そのほとんどがエキスパート、スペシャリスト等方針が示されています。方針に示されていることが実行されていないのではないのでしょうか。

○村口久美子副議長 総務部長。

○山下栄治総務部長 エキスパートやスペシャリストといった専門性を持つ人材につきましては、本市職員が目指す職員像、また、各所属が組織力を高めるため必要とする人材のあるべき姿の一つとして、人材育成基本方針に示したものでございます。

職員の人事異動は、これらの職員像を踏まえて、本人から提出されるキャリアプランや各所属の状況など、様々な事情を考慮しながら行っております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 10番 玉井議員。

(10番玉井議員登壇)

○10番 玉井美樹子議員 そうやって方針には示されていますけど、それにしてもよく異動されてるなというふうに思いますし、方針と外れてるんじゃないかなというふうに思います。

例えば、平均在課年数とか積み重ねとかそういった示しているものよりもという感じは受けるのは私だけではないというふうに思います。

もっと職員の働きがいを大切にして、それが市民サービスにつながるんだということをよく考えていただきたいというふうに申し上げておきます。

吹田駅前の再開発についてお聞きをします。

吹田の駅前は再開発から46年、まちづくりなどを商店街をはじめとする真面目に取り組んでおられるグループや団体があります。再開発前からの地権者や建物自体が賃貸への入れ替わりなど混在をしています。それぞれがばらばらでは、まちづくりは進んでいきません。吹田と市の名前のつく駅前のまちづくりです。地権者との間に入ることをはじめ、市としてどんなまちづくりをしていきたいのか、方向性を示していくことが必要だというふうに考えますが、どのようにお考えか、担当副市長の答弁を求めます。

○村口久美子副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 まずは担当から御答弁申し上げます。

J R吹田駅周辺につきましては、吹田市都市計画マスタープランでは、ふれあいと活気ある商業空間としての都市拠点の形成を目指すとしています。吹田さんくすの再整備につきましては、様々な手法が考えられますが、まずは関係権利者の機運の醸成を図ることが、最も重要と考えております。

こうした中、団地管理組合法人吹田さんくすでは、本市の支援の下、大阪府都市整備推進センターによるまちづくりアドバイザー派遣制度を活用し、まちづくりにつながる議論に向け調整しているところで

す。

以上でございます。

○村口久美子副議長 辰谷副市長。

○辰谷義明副市長 担当部からの答弁のとおり、J R吹田駅周辺のまちづくりににつきましては、関係権利者の合意形成が最も重要な要素と考えていることから、大阪府都市整備推進センターによるまちづくりアドバイザー派遣制度を活用し、大規模地権者である吹田市開発ビル株式会社が、団地管理組合法人吹田さんくすにおける議論をしっかりとリードしてい

くことができるよう、担当部に指示しているところ
でございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 10番 玉井議員。

(10番玉井議員登壇)

○10番 玉井美樹子議員 機運醸成と併せてやらな
あかんのは、市がどんなまちづくりをしていき
たいのかっていうのを明確にきちんと示すこと
だというふうに思います。

副市長には、これまでもいろいろ取り組ん
でいたというふうには思っていますが、指示
をするというだけでなく、リーダーシップを
発揮していただくように求めて質問を終わ
ります。

○村口久美子副議長 25番 林議員。

(25番林議員登壇)

○25番 林 恭広議員 大阪維新の会、林 恭
広です。会派を代表しまして質問をさせて
いただきます。

まずは介護保険施設管理事業における一
般財団法人吹田市介護老人保健施設事業
団への運営費負担金の支出について質問
いたします。

1点目、本市から9,000万円もの運営費
負担金を事業団に投入する計画が示され
ていますが、事業団の財政状況はいつか
ら悪化し始めたのでしょうか。令和6年
度の監査結果で指摘されている内容では
、施設利用率の低下等により、平成28
年度から期末一般正味財産残高、いわ
ゆる純資産が減少の一途をたどっている
状況について、本市はどのように認識さ
れていたのでしょうか。現在の財政状況
について詳細な説明を求めるとともに、
これまでに事業団及び本市が講じてき
た経営改善策の内容とその効果について
具体的にお示しください。

2点目、同じ指定管理者体制が長年続
いており、令和6年度から切り替えの機
会があったにもかかわらず、結局は現
状維持となった点についてです。本市
はこの責任をどのように認識している
のか、明確に御答弁ください。

3点目、指定管理者のモニタリング評
価について伺います。

コロナ禍での調査の難しさは理解しま
すが、そのことを理由に十分な実態調
査が行われなかったのでは

ないでしょうか。これまで具体的にど
のような調査を実施してきたのか、詳
細に説明を求めます。

4点目、現在の利用者について伺いま
す。

現時点で、本市内にある民間事業者へ
早急に利用者の引継ぎを行うことは不
可能なのでしょうか。

5点目、副市長が理事長、常務理事に
福祉部長、幹事には市民部長といった
形で、本市の幹部職員が役員を務める
外郭団体に対し、巨額の財政投入を行
うことは、我々市民から見れば、公正
性やガバナンスへの疑念を強く抱かざ
るを得ません。

我が会派は事業団が外郭団体である
とはいえ、本市には多大な責任がある
と感じますが、本市はどのように責
任を感じているのか率直な見解をお
聞かせください。

6点目、もし仮に本議案が可決され
た場合、事業団は今後も運営を継続し
ていくこととなります。そこで伺いま
す。今年度を含め、今後も財政投入
を行いながらの運営を想定している
のでしょうか。また、その場合、数
年後には施設の大規模改修も予定さ
れていると承知しておりますが、現
時点での費用を幾らと見込んでいる
のか試算をお示しください。

加えて、今回の財政投入が単なる問
題の先送りにならないうえに、運営
効率化や仕組みの改善を今後どの
ように進めていくのか。本市は事業
団の在り方について、令和7年度中
をめどに検討する検討を進めるとさ
れていますが、具体的にどのような
方針をお持ちなのか、明確にお示し
ください。

次に、私立幼稚園・認定こども園
における放課後児童健全育成事業の
実施についてお尋ねいたします。

1点目、本市に多数ある私立幼稚
園・認定こども園の中で、なぜ千里
山グレース幼稚園のみが補助金の
対象となったのでしょうか。その選
定理由、具体的な選定基準及びその
プロセスについてお示しください。

2点目、なぜ公募を行わなかった
のでしょうか。公募を行えば、ほか
の園にも応募の機会が与えられ、
より公正な選定が可能であったはず
です。特定の園ありきで話を進めた
のではないかという疑念について
本市の見解をお聞かせください。

3点目、ほかの私立幼稚園・認定
こども園に対し、

いつ、どのような形で本事業の情報を提供されましたか。また、今回の補助金500万円の存在をほかの園は事前に知っていたのでしょうか。もし、知らなかったのであれば、情報提供において極めて不公平な状況が生じていたと考えますが、本市の認識をお聞かせください。

4点目、利用に当たり、卒園児が優先されると伺っております。この仕組みは、園の在籍歴が利用可否を左右することになり、結果的に特定園の優遇につながるのではないのでしょうか。地域全体の子育て家庭にとって公平性を欠くことが懸念されますが、本市はこの公平性をどのように担保されるのか御説明ください。

5点目、さきの定例会においては千里山地域における保育ニーズが高い一方で、用地が確保できないため、近接する南千里の旧土木部庁舎跡地に、新たな保育園を建設する予定であるとの説明を受けております。

そこで疑問となるのは、今回の学童保育への対応がかえって保育供給量の抑制につながるのではないかという点についてです。この点について本市はどのように考えておられるのかお聞かせください。

6点目、今回の事例が前例となれば、ほかの園や、さらには民間で学童保育を開設、増設しようとする事業者からも、同様の要望が出てくるのが十分に想定されます。特定の園だけが優遇される状況が続けば、市全体としての公平性が損なわれ、市民の信頼を揺るがしかねません。

本市はこの点についてどのような対応方針を持って臨まれるのか具体的にお示しください。

次に、市民課窓口における処理漏れについて質問いたします。

1点目、今回の事案は、今年度一部委託予定となっている市民課窓口において、昨年度発生した職員の処理漏れとされています。

しかし、そもそも一職員の判断や作業の抜けによって、市民生活に重大な影響が及ぶという体制そのものに問題があるのではないのでしょうか。本市として、これまでどのようなチェック体制を敷いていたのか、またその限界をどのように認識されているの

かをお示しください。

2点目、再発防止については、単なる研修や注意喚起にとどまるのではなく、不十分です。業務フローそのものを見直し、ダブルチェック体制やシステムによる補完など、組織的な再発防止策を具体的にどのように講じられているのか、お答えください。

3点目、市民は役所に提出した書類が確実に処理されるものと信じています。その信頼を裏切った今回の事案を、単なる職員個人の過失として片づけるべきではありません。組織全体として、市民からの信頼を回復するためにどのように取り組まれるのか、市長の御答弁を求めます。

今回の弁護士費用21万7,804円という額は、本市の財政規模からすれば、決して大きな額ではないかもしれませんが、しかし、市民感覚からすれば、軽いものではなく、その程度の金額だから問題ないといった認識で仕事をしているとは到底思いたくありませんので、その姿勢を明確に示してください。

続いて、市立吹田市民病院の令和6年度業務実績評価について伺います。

評価全体としては、ツラネ計画どおりとされ、とりわけ令和5年度にC評価であった財務内容改善が、令和6年度にはA評価とされたことは、表面的には改善が進んだかのように見えます。

しかし、実際の財務諸表を確認すると、その裏には依然として深刻な課題が横たわっているのではないかと考え、お尋ねいたします。

1点目、貸借対照表における長期借入金は136億7,874万1,961円に達しており、その全額を本市が貸し付けています。運営資金借入金については、本年9月末で返済終了予定とのことですが、残る建設改良資金借入金には、新病院建設工事費なども含まれています。

この巨額の公金貸付について、本市はどのような返済計画、回収見通しの下で管理しているのか、具体的にお示しください。

2点目、医業未収金は21億8,689万5,449円と多額に上ります。本市はその内容や性質を正確に把握しているのでしょうか。未収金の詳細な分析なくして病院経営の実態把握はできません。この点について、

明確に御説明ください。

3点目、損益計算書では、当期総損失は4億4,268万6,402円と、令和5年度より縮小しているものの、依然赤字です。さらに深刻なのは純資産であり、令和5年度のマイナス1億3,760万5,122円から令和6年度にはマイナス5億3,852万9147円と悪化しています。

損失が縮小しているにもかかわらず、純資産が減少しているのはなぜか、具体的に御説明ください。

4点目、令和6年度末の資産は約203億円、負債は約208億円、業務活動によるキャッシュフローは約3億円のプラスですが、投資活動は、マイナス約1.7億円、財務活動はマイナス約8.9億円、有利子負債は長期借入金と移行前地方債償還債を合わせて約137億円に上り、繰越欠損金は約41億円です。すなわち、資産が負債を下回り、良好な財務状況とは言えず、多額の有利子負債と繰越欠損金が財務を圧迫し続ける現状です。

この件について、本市はどう直視し、どのような抜本的対策、対応を講じるのでしょうか。また、今回のA評価が実態を正しく反映していないのであれば、評価制度そのものが、身内に甘い形骸化したものになっているのではないのでしょうか。本市の見解をお示しください。

5点目、令和5年度監査では、中期計画とは別に、長期的な収支計画、資金計画を策定し、経営の効率化や基盤の安定化を図るべきとの指摘がなされました。

今年度は第3期中期計画の4年目であり、現在は次期第4期計画の策定期に当たります。第4期計画において、この監査指摘に対応した長期的視点での収支計画、資金計画を策定しているのか、昨年度も同趣旨で質問しており、その後の進捗を含め、現状をお示しください。

最後に、令和6年度の決算見込みについてお伺いします。

1点目、経常収支比率についてです。

令和6年度の決算見込みにおける経常収支比率は幾らでしょうか。また、臨時財政対策債を除いた比率についてもあわせてお示しください。

2点目、財政調整基金の繰入額及び残高についてです。

令和6年度決算見込みにおける財政調整基金の繰入額、同年度末における財政調整基金残高並びにその残高が標準財政規模に占める割合についてもお示しください。

以上で1回目の質問を終わります。

○村口久美子副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 まずは福祉部から一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団への運営費負担金の支出につきましてお答えいたします。

初めに、吹田市介護老人保健施設の指定管理者である事業団の経営状況につきましては、近年、介護老人保健施設サービスそのものに対する社会的ニーズの低下や、市内の民間老健施設の増加等により、当施設の入所率は低下傾向にあり、平成28年度（2016年度）以降、単年度収支で赤字が続いております。これまで当該事業団では、近隣医療機関等への定期的な情報提供や各種介護報酬加算の取得による収入の確保、給与や各種手当の見直しによる人件費の抑制、維持管理費の削減等の経営改善に取り組んでまいりましたが、入所率の低下に歯止めがならず、加えて近年の急激な物価、人件費の高騰等により、経費が増加し非常に厳しい経営状況にあるものと認識しております。

次に、指定管理者の選定につきましては、令和5年（2023年）に開催された指定管理者候補者選定委員会において審査されており、近年3か年の収支状況及び令和4年度（2022年度）決算に基づく流動比率や自己資本比率などの財務に関する指標をお示した上で、候補者として決定されたものでございます。

財務に詳しい委員からは、赤字傾向が続いていることに関する懸念は示されたものの、すぐに経営が行き詰まる状況ではないとの分析がなされており、本市としましても、その時点において、その後の急激な収支の悪化を予測することが困難であったものと認識しております。

次に、指定管理者へのモニタリング評価につきましては、吹田市指定管理者制度ガイドラインに基づ

き、月報年次報告書、利用者アンケートの確認、日々の指定管理者とのやり取り施設への立入りによる実施調査等、本市職員によるモニタリングを毎年実施しております。

また、指定期間の2年目と4年目には、第三者の専門的知見を活用した第三者モニタリングを実施しており、コロナ禍においても、本市ガイドラインに沿って適切にモニタリング評価を行ったものでございます。

次に、現在の利用者を民間事業者を引き継ぐことは不可能かとのことでございますが、今回の負担金は当面の間利用者に対して安定的にサービスの提供を継続することが目的であり、現時点におきましては、民間事業者への引き継ぎについて具体的には検討しておりませんが、民間事業者の空き状況、御家族を含めた利用者の御意向、御本人の健康状態など多くの課題があり、一定の時間が必要になるものと想定されます。

次に、事業団は、当施設の運営のために本市が設立した外郭団体であり、当施設を取り巻く社会情勢や経営環境が変化する中においても、本市の求めるサービス提供を継続してまいりました。その中で、コロナ禍以降の急激な変化が事業団の経営に与えた影響は大きく、結果として収支が急速に悪化したもので、本市の責任において負担金を支出することはやむを得ないものであると考えております。

次に、大規模改修につきましては、現時点の概算で16億円程度と見込んでおります。また、今後の方向性につきましては、現時点で具体的な方針は定まっておりますが、当施設及び事業団の在り方を検討する中で、事業団の収支状況や、当施設の必要性のほか、継続的な公費負担の是非や大規模改修に要する多額の経費など、あらゆる課題を洗い出し、総合的に判断してまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 続きまして、私立幼稚園・認定こども園における放課後児童健全育成事業について、地域教育部から御答弁申し上げます。

今回の事業者の選定につきましては、昨年度に私

立幼稚園連合会を通じて、放課後児童健全育成事業の実施のお願いをしていたところ、今年度に当該園から実施の意向を示されたものでございます。対象地域において、来年度以降の入室児童数増加が見込まれ、育成室の増加などの対応が必要であること、当該園で、来年4月から児童受入れが可能ということから選定し、準備を進めたものでございます。

次に、募集につきましては、人材等が不足する中、既存の私立幼稚園・認定こども園を活用することで、児童数増加に対応しようとするもので、該当する施設において行ったものでございます。

次に、情報提供につきましては、本年7月の私立幼稚園連合会の園長会において、補助事業による放課後児童健全育成事業に関する情報提供をしておりますが、交付には様々な条件があり、複雑であるため、基準額を含めた詳細についてはお知らせいたしておりません。

次に、当該園の卒園児の優先入室につきましては、入室選考は事業者の裁量が認められること、また、同時期に、当該園の地域において増加している入室児童数への対応を検討していたことから、適切な事業実施であると認識しております。

次に、教育・保育施設での放課後児童健全育成事業の妥当性につきましては、これまでも関係部局とも連携しながら、様々な実施手法のうちの一つとして検討してきたものでございます。事業の実施自体が事業者の裁量でもあること、今回の事業実施に当たり、現在の教育・保育に係る定員を引き下げるものではなく、供給量にも影響がないことから、市の事業として適正であると考えております。

最後に、今後の対応につきましては、入室児童数の増加が見込まれ、教室確保に課題がある地域において、私立幼稚園・認定こども園から申出があれば、受け入れることを想定しております。

引き続き、増加する入室希望児童数への対応について様々な手法を検討し、持続可能な事業となるよう努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 市民部長。

○大山達也市民部長 続きまして、市民課窓口におけ

る事務処理、遺漏に関する数点の御質問に、市民部から御答弁申し上げます。

まず、今回の事案が発覚するまでの事務処理のチェック体制につきましては、複数の職員により順次書類を回送しながら処理を進めることで、それぞれの処理が適切に完了していることを確認することとしておりました。

しかしながら、今回は全ての処理が完了する前に書類をファイリングしたことにより、一部の処理を遺漏したものでございます。

今回の事案が起こった原因につきましては、全ての処理が完了していることを確認するフローが十分でなかったことであると認識しております。

次に、再発防止策につきましては、処理が完了しなければ、出力できない帳票を添付することで、視覚的に処理の完了を確認する作業を追加するとともに、翌月の初めにファイリングした職員とは別の職員が前月分の全ての処理が完了しているか点検することといたしました。

次に、3点目の御質問につきまして、まずは担当からお答え申し上げます。

今回の事案を重く受け止め、日々の事務処理の一つ一つが市民生活に影響を及ぼすことを再認識し、今後とも市民の信頼を損ねることのないよう、事務処理の適正な遂行に努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 続きまして、市立吹田市民病院の経営状況につきまして、健康医療部からお答えいたします。

初めに、長期借入金につきましては、本市が起債を行い、同病院に貸付けを行っているもので、償還年数や金額は起債時に同病院との協議の下であらかじめ設定しており、計画どおりに償還を受けております。

次に、財務諸表に計上する医業未収金につきましては、年度末時点での未収金が対象となり、主に団体未収金、個人未収金に分類されます。これらが発生する要因といたしまして、団体未収金は、健康保険組合等の保険者へ請求した診療報酬が同病院へ支

払われるまでに時間を要すること、個人未収金は主に入院患者の診療費発生と支払いの時期が異なるためでございます。これらの処理が年度をまたぐ場合に、医業未収金として計上されますが、翌年度には回収が見込める性質のものでございます。

また、納付が困難等の理由による未収金につきましては、同病院が策定しております医業未収金回収管理マニュアルに基づき、文書や電話による督促や分割納付等の対応を行っているとお聞きしております。

次に、純資産の減少につきましては、過年度の赤字額の累積となる繰越欠損金に当期分の資本剰余金と純損失額が積み上げられて算出されることによるものです。

次に、財務状況につきましては、昨今の物価高騰等の影響を受け、依然として厳しい状況にあることから、より効率的な収益確保の取組として、入院患者の確保による病床利用率の向上が重要であると考えております。

近隣医療機関との連携による紹介患者の確保などを一層進めるほか、その他の部門での収益の向上も含めた実効性のある取組を求めてまいります。

また、業務実績では、近隣病院も厳しい経営状況にある中で、入院患者数の確保や病床利用率に関する課題はあるものの、手術件数の増加や診療単価の向上の取組により、医業収益が前年度より改善している点を評価したものでございます。

最後に、同病院では、今後想定される医療機器の更新や大規模修繕等を考慮した長期的な視点で継続的な経営改善に取り組んでおります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 続きまして、昨年度の決算見込みにつきまして、行政経営部から御答弁申し上げます。

まず、経常収支比率は101.0%、臨時財政対策債を除いた比率は101.4%でございます。

次に、財政調整基金につきましては、繰入額は19億円、年度末残高は約129.3億円、残高の標準財政規模に対する割合は15.4%でございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 市民課窓口における処理漏れにつきまして、御指摘のとおり、市役所の事務において、チェック体制の充実は大変重要な機能でございます。たとえばデジタル化、AI活用が進んだところで、最終的には人の目により確認をするプロセスがなくなるものではありません。

ヒューマンエラーの発生は、組織全体の問題として捉え、適切な人員配置や業務の見直しを通じて、限られた人的リソースの下ではありますが、適正な経営に努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 25番 林議員。

（25番林議員登壇）

○25番 林 恭広議員 議長のお許しをいただき、2回目の質問をさせていただきます。

まず、老健施設への9,000万円支出についてです。市民の大切な税金を投入する以上、まずは徹底した改善努力と仕組みそのものの是正が先であると考えます。そうした手だてを尽くした上で、なお必要不可欠と判断される場合に限って、初めて公費投入を検討すべきではないでしょうか。

そこで、事業団理事長でもある春藤副市長として、外郭団体である事業団の現状の在り方や今後の方向性についてどのようにお考えなのか、御見解をお願いします。

次に、令和6年度の決算見込みについてです。

経常収支比率101%という数値は、本市が第4次総合計画基本計画改訂版財政運営基本方針において掲げる95%という目標を大きく悪化し、著しい乖離を生じております。

令和4年度は95.6%、令和5年度は96.2%であったことを踏まえても、今回の101%という結果は極めて深刻であると受け止めざるを得ません。

さらに、財政調整基金残高についても、標準財政規模に対する割合が15.4%と、本市の目標である20%確保を大きく下回っております。令和4年度は18.2%、令和5年度は18.1%であり、着実に悪化の

一投をたどっているのが実態です。

このように二つの重要指標がいずれも目標値から大きく逸脱し、かつ、年々悪化している現状について、本市は一体どのような危機感を持っておられるのでしょうか。単なる一時的な要因と楽観的に捉えているのか、それとも、財政運営そのものの在り方に根本的な問題あると認識しているのか、明確に示してください。

このまま放置すれば、本市財政は一層硬直化し、将来世代への負担増大は避けられません。結局は我々、将来世代がつけを払うことになります。

民間企業においては、経営危機に直面した際に、幹部職員が自らの報酬を減額したり、退職金を返上したりして再建への強い意志を示す事例があります。これは責任を明確にし、関係者の信頼を取り戻すための行動です。

後藤市長におかれましてもこのような民間企業の姿勢を参考にされ、本市の長として現状に真正面から向き合い、既存事業の大胆な見直し、外郭団体の精査、補助金の在り方の再検討など、聖域なき見直しに取り組む覚悟を示していただきたい。

以上、我が会派として強く御指摘させていただくとともに、市長の明確な御答弁を求めます。

以上で2回目の質問を終わります。

○村口久美子副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 まずは福祉部からお答えいたします。

一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団におきましては、これまでも継続して、収入の確保や経費削減などの収支改善に取り組んできたものと認識しており、引き続き効率的な経営に努めるよう求めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 続きまして、財政状況に関して御答弁申し上げます。

第4次総合計画の財政運営の基本方針に掲げる指標につきまして、厳しい状況となっている背景といたしまして、物価高、賃金水準の上昇、子育て支援の充実など社会情勢や市民ニーズに応じた財政需要

に迅速かつ柔軟に対応してきたということがございます。結果として、指標の達成が現時点で困難となっております中、今後の改善を図る上では、社会動向等を今後とも踏まえつつ、これまで以上に経費や取組の精査が必要との認識でございます。優先性を十分に検討しながら、持続可能な財政運営に努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 吹田市介護老人保健施設事業団につきましては、開設以降、その運営を誠実に履行し、効率的な経営に努めてきたところではございますが、当施設に対するニーズの低下、コロナ禍以降の経営状況の急激な悪化、目前に迫った大規模改修などを踏まえ、まずは利用者への適切なサービス提供を確保した上で、今後の在り方を考える時期にあるものと認識しております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 本市の財政状況について、危機的な状況にある状態にあるという認識と、民間企業ではという視点で御意見をいただきました。

先日の決算審査におきましては、監査委員から、本市の財政運営に関して、この物価高の折に、個別指標に課題はあるものの、
その上で、総合計画に掲げる施策を着実に進めるように留意するようにという御意見をいただいたところです。

次に、企業経営者が心意気や覚悟を示すために、自らの報酬を減額するという、経営上、イレギュラーなアピール手法につきまして、何らかの謝罪姿勢を示すためにそのような姿勢、そのような手法を取るケースは多く見られますが、経営体質の強化において、高いガバナンス意識を発揮をしておられる企業経営者は何が効果的なのかという理念、信念に基づいて経営をされていると理解しております。企業とは、そもそも立場、使命の異なる自治体の経営者として、明確にその根拠を説明をできないような、それをある意味、聖域と表現されたのかもしれない

んけれども、そのような事業については、引き続きあるべき姿にするためにも、行政改革というものは常に進めていかなければならない、それを市民にお示しをしまいたいと存じます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 25番 林議員。

（25番林議員登壇）

○25番 林 恭広議員 3回目は意見を述べさせていただきます。

市長、御答弁いただきましたが、我が会派といたしましては、本市の財政状況は厳しい局面にあると認識しております。

御答弁では、これまで社会情勢や市民ニーズに応じた財政需要に迅速かつ柔軟に対応してこられたことですが、今定例会にもあります本市外郭団体への9,000万円支出の事例は、本市が今まさに置かれている、あるいは置かれようとしている課題、問題点を端的に示すものであると考えております。

厳しい言い方ですが、よどみ切った状態で見た目では、今何が起きているのかを気づけなくなっているのではないかと危惧します。

今回の財政における問題について、このような状況に至るまで把握できていなかったのでは、市民の理解は到底得られないと考えます。

3期10年にわたり本市のかじ取りを担ってこられた後藤市長並びに御一緒に運営されている副市長に、今、市民は市政運営を託しております。その思い、現実を決して裏切ることなく、かつ、目の前の課題解決にとどまらず、5年、10年といった数年先を見据えた持続可能な市政運営を進めていただくよう強く要望させていただき、以上で代表質問を終わります。

○村口久美子副議長 以上で本日の会議を閉じたいと存じます。

次の会議は明日9月11日（木曜日）午前10時に開会いたしますので、御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

（午後2時36分 散会）

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

吹田市議会議長	矢野 伸一郎	
吹田市議会副議長	村口 久美子	
吹田市議会議員	五十川 有香	
吹田市議会議員	久保 直子	
吹田市議会議員	石川 勝	